

佐井寺西土地区画整理事業
環境影響評価

事後調査計画書

令和3年（2021年）10月

吹 田 市

目 次

	ページ
1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2-1
3. 事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1 事業の名称	3-1
3.2 事業の目的	3-1
3.3 事業の内容	3-1
4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期	4-1
4.1 工事の工程	4-1
4.2 供用予定時期	4-1
5. 事後調査の内容	5-1
5.1 事後調査の概要	5-1
5.2 工事中に実施する調査	5-4
5.3 供用後に実施する調査	5-22
6. 本事業における環境取組の内容及び実施状況の確認方法	6-1
6.1 工事中に実施する環境取組	6-1
6.2 供用後に実施する環境取組	6-7
7. 事後調査を委託した者の氏名及び住所	7-1
8. 事後調査報告書の提出予定時期	8-1
9. その他の事項	9-1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 吹田市

代表者の氏名 : 吹田市長 後藤 圭二

主たる事務所の所在地 : 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

2. 事業者の環境に対する取組方針

吹田市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、「吹田市環境基本条例」に基づき、「吹田市第2次環境基本計画」を平成21年（2009年）3月に策定した。その後、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー需給に対する意識の変化、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）、平成30年（2018年）4月の第五次環境基本計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況が変化してきた。

吹田市においては、転入超過による人口増加が続いており、市域の年間エネルギー消費量やごみの年間排出量の増加が見込まれることから、更なる環境施策の推進が求められる状況である。そのような中、平成31（2019年）4月から市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」がスタートし、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちづくりを目指しているところである。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、「吹田市第2次環境基本計画（改訂版）」の方向性（枠組）を維持しながら、持続的な取組を強化するために、令和2年（2020年）2月に「吹田市第3次環境基本計画」を策定した。吹田市の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において本計画との整合を図ることとなっている。

「吹田市第3次環境基本計画」の基本理念は図2.1.1に示すとおりであり、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」、「限りある資源を有効に使う」、「豊かな自然と共に生きる」の3つの視点が持続可能な社会を目指す上での環境政策の基本理念である。これらを進めるためには、ライフスタイルを転換しなければならないが、そこに共通する言葉が「MOTTAINAI」（もったいない）である。吹田市では、エネルギーの消費活動自体を見直すという意味で「節エネルギー」という言葉を提唱し、温暖化対策の柱にしてきた。

基本理念は、改めて「もったいない精神」に立ち返り、上記に掲げる考え方を明確にしたものである。



図 2.1.1 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、基本理念に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では下記の考え方を基本方針として、施策や取組を推進していくものとする。

<基本方針>

安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する

- ・ 大気、水、土壌などの身近な環境の保全に取り組む
- ・ 生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る
- ・ 快適な都市環境の創造を図る
- ・ 気候変動への対策に取り組む

エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す

- ・ 節エネルギー・省エネルギーを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る
- ・ ごみの減量・再資源化、節水などの資源の適正な管理及び循環的な利用を図る

市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年（2020年）2月、吹田市）

3. 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

佐井寺西土地区画整理事業

3.2 事業の目的

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業である。吹田市では南吹田第1、南吹田第2、江坂、岸辺駅前、佐井寺東等の8地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、岸辺駅前を除く7地区のうち、6地区が市施行により、1地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了している。佐井寺西土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、新たに佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部等を対象とし、事業計画地面積約20.8haにおいて実施するものである。

本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものである。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

事業の種類は「開発行為」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年3月31日条例第7号（最終改正：平成23年12月27日条例第44号））第2条に規定する要件に該当する。

3.3.2 事業の規模

事業計画地面積 207,890 m²

3.3.3 事業の実施場所

本事業の実施場所は図3.3.1に示すとおりであり、佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部、千里山松が丘の一部、千里山西6丁目の一部に位置している。

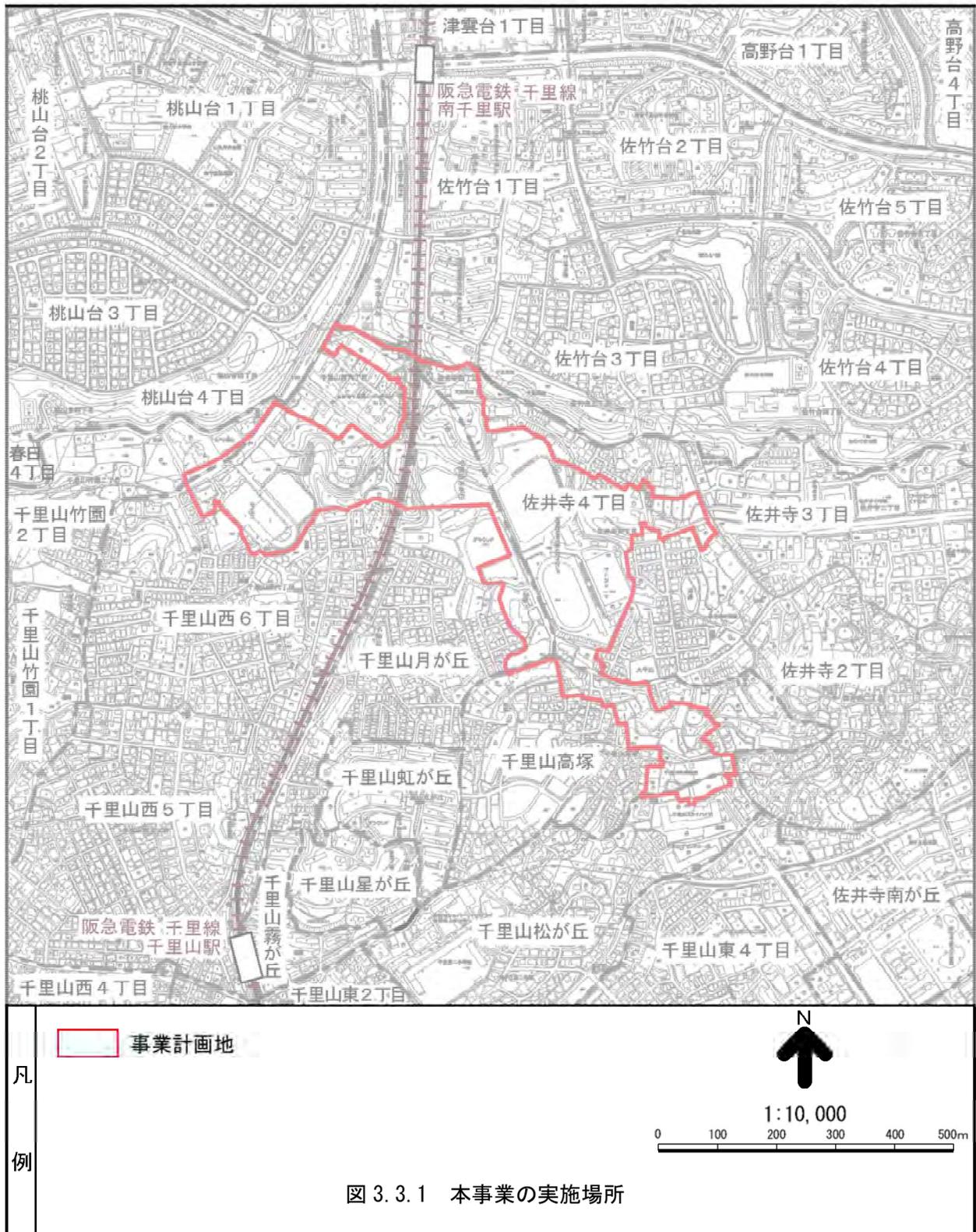


図 3.3.1 本事業の実施場所

3.3.4 事業計画の概要

(1) まちづくりの流れ

事業計画地のまちづくりの流れは、図 3.3.2 に示すとおりである。

本事業は、土地区画整理事業として 2019 年 7 月に都市計画決定しており、2020 年度内に土地区画整理事業の事業認可を得た後、2021 年度から工事に着手し、2031 年 3 月末の完成を目指すものである。

民間開発等による建築物の建設は、土地区画整理事業とは別途進められることになり、都市基盤施設が供用開始し、土地利用が可能となった箇所から建設が開始される場合もある。

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第 1 条では、「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施及びその後の事業活動に当たり環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。」と記述されている。本事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備を行うものであり、これらの施設整備に対する環境影響評価を実施するものである。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、引き続き建築物の建設等が行われ「まちづくり」が完了することになる。まちづくりに当たって、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」の対象事業に該当する事業が計画された場合は、別途その事業を計画する事業者が環境影響評価を実施する。

なお、まちづくりの完了時点における計画人口（吹田市第 4 次総合計画で推計された 2030 年における将来人口から算定した人口密度より算出）は、約 2,300 人である。

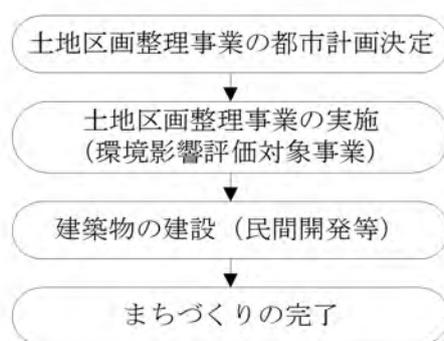


図 3.3.2 まちづくりの流れ

(2) 事業の検討の背景

事業計画地を南北に縦断する都市計画道路 3・4・205-16 佐井寺片山高浜線（以下「佐井寺片山高浜線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線」として位置付けられている主要な補助幹線道路である。昭和 21 年（1946 年）に都市計画決定されて以降、国鉄吹田駅前再開発事業（昭和 48 年（1973 年）～55 年（1980 年））、JR 吹田駅北口再開発事業（平成 2 年（1990 年）～11 年（1999 年））、佐井寺南土地区画整理事業（昭和 58 年（1983 年）～平成 10 年（1998 年））等、沿道市街地との一体的整備を中心に建設を進めて

きたが、千里山高塚～千里山西6丁目の区間（約1.14km）が未整備となっている。

また、事業計画地を東西に横断する都市計画道路3・3・205-4 豊中岸部線（以下「豊中岸部線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置付けられている幹線道路である。昭和34年（1959年）に都市計画決定されており、事業計画地については、佐井寺4丁目～千里山西6丁目の区間（約0.87km）が未整備となっている。

事業計画地は、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災の観点から表3.3.1に示す問題点を抱えている。

表 3.3.1 事業計画地が抱える問題点

区 分	問 題 点
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地内の道路は幅員が狭く、歩道のない区間が多い。 事業計画地の周辺にはバス路線があるが、事業計画地内にはバス路線はない。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 近隣サービスを提供する商業施設が不足している。 事業計画地内の高低差が大きく、土地利用が図られにくい。 阪急電鉄千里線により事業計画地内が東西に分断されている。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の周辺には、上水道幹線が未整備のエリアがある。 事業計画地の大部分において、雨水排水が整備されていない。 佐竹台小学校区や千里第二小学校区では、近年、人口増加が著しく、今後も大規模集合住宅の開発計画により人口増加が見込まれるが、基盤整備が対応できていない。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の北東側を中心に低層住宅が密集しているエリアがある。 事業計画地及びその周辺には、消火栓や防火水槽が設置されていないエリアがある。

これらの問題点に対して、表3.3.2に示す整備課題が挙げられる。また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討した。

現在、都市計画道路の整備予定地において、生産緑地の指定解除等により、民間事業者による買取り及び開発が進められている。道路建設事業のような線的整備事業の場合には、個別に地権者に対して用地買収や物件補償を行わなければならないため、事業費の増加が見込まれるとともに、交渉も難航するものと想定される。一方、土地区画整理事業のような面的整備事業の場合には、民間投資のポテンシャルを有効に活用しつつ、一体的整備のなかで沿道にふさわしい健全な土地利用を促進し、良好な沿道開発を誘導することが可能になるとともに、事業計画地内の未利用地についても、整形な土地を生み出し有効活用が図られることが期待できる。

表 3.3.2 事業計画地の整備課題

区 分	整備課題
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備や道路拡幅等、安全な道路空間の確保が必要である。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 高低差や基盤整備の状況、法規制を踏まえ、土地条件に適合し、地区の位置付けを踏まえた土地利用計画が必要である。 住宅地と住宅地が分断された土地利用の対応が必要である。 今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な住宅地の整備が必要である。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 都市化の進展を支える上下水道等の都市基盤の効率的な整備が必要である。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の施行に合わせて、消火栓等の設置を行うとともに、消防活動を行える道路幅員の確保が必要である。

(3) 事業計画地のまちづくりの基本方針

上記の事業計画地の問題点、整備課題等を踏まえたまちづくりの基本方針は以下のとおりである。また、基本方針を踏まえた「佐井寺西土地地区画整理事業の将来像」は、章末（pp. 3-23～3-24）にイメージ図として掲載している。

- ① 便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図る。
- ② 商業施設等を中心とした生活圏域を考慮し、小学校区単位で住区を形成する。
- ③ 豊中岸部線の沿道は、主に商業系土地利用を図る。
- ④ 佐井寺片山高浜線の沿道は、主に住居系土地利用を図る。
- ⑤ 豊中岸部線以南は、良好な住宅市街地の形成を図る。
- ⑥ 都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交通を排除するとともに、救急・消防活動等の緊急時への速やかな対応を図る。
- ⑦ 歩行者の安全性を確保するため、交通安全対策を検討する。
- ⑧ 利用者の誘致距離を考慮して、一定の街区ごとに公園を配置する。
- ⑨ 雨水排水の計画的な整備を推進する。
- ⑩ 未整備エリアの上水道幹線の整備を推進する。
- ⑪ 商業施設や生活利便施設の立地の誘導を図る。
- ⑫ 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。
- ⑬ 動植物の生息・生育に配慮し、地域に応じたみどりの創出やグリーンインフラを推進する。
- ⑭ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

(4) 土地利用計画

土地利用計画は表 3.3.3 及び図 3.3.3 に、代表的な断面における事業実施後の地盤高は図 3.3.4 にそれぞれ示すとおりである。なお、現況の土地利用は、図 3.3.5 に示すとおりである。

事業計画地の面積 207,890m² (約 20.8ha) の内訳は、道路（都市計画道路、区画道路等）が 27.71%、

公園・遊園が 3.32%、緑地が 1.13%であり、その小計は 32.16%である。これ以外の土地（宅地等）の比率は 67.84%であり、その内訳は住宅地等が 65.69%、鉄道用地が 2.15%である。住宅地等の用途については、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、民間の事業者が開発を行うため、現時点では未定である。

現況の土地利用は、公共用地が 7.65%、宅地等が 81.91%である。なお、現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、表 3.3.3 の現況の面積と図 3.3.4 に示した現況の土地利用図とは、一致していない場合がある。

表 3.3.3 土地利用（現況及び計画）

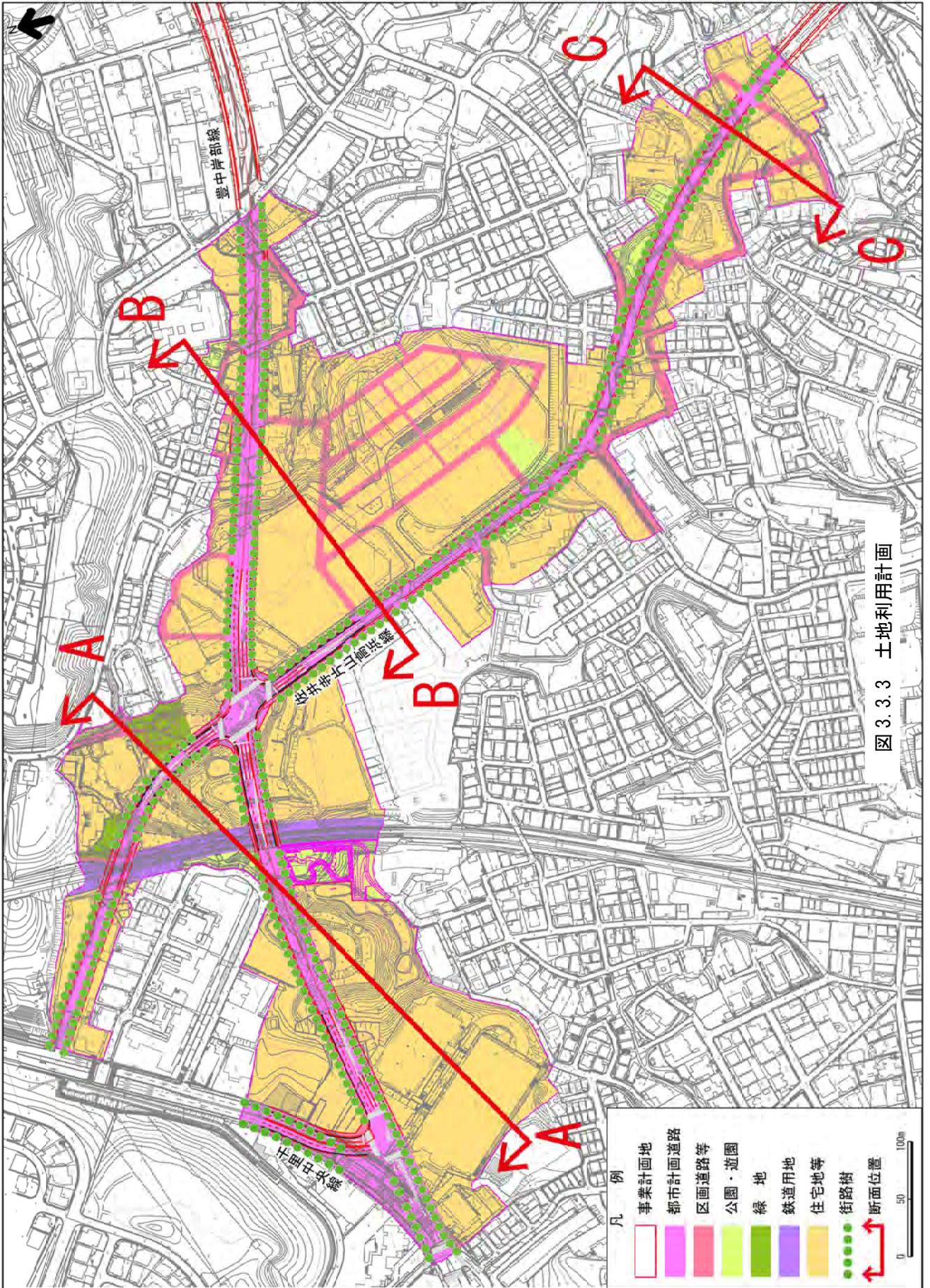
区 分		現 況		計 画	
		面 積 ³⁾ (m ²)	構成比 ⁴⁾ (%)	面 積 ³⁾ (m ²)	構成比 ⁴⁾ (%)
公共用地	道 路	14,985	7.21	57,613	27.71
	公園・遊園	915	0.44	6,908	3.32
	緑 地	—	—	2,351	1.13
	小 計	15,900	7.65	66,872	32.16
宅地等	住 宅 地	47,393	22.80	136,557	65.69
	学校施設	58,246	28.02		
	ため池	6,320	3.04		
	農地・山林等	58,161	27.97	4,461	2.15
	鉄道用地 ¹⁾	165	0.08		
小 計	170,285	81.91	141,018	67.84	
測量増減 ²⁾		21,706	10.44	—	—
合 計		207,890	100.0	207,890	100.0

備考 1) 現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、実際の土地利用と一致しない場合がある。例えば、鉄道用地の場合、計画の面積に対して現況の面積が非常に小さくなっている。これは、鉄道用地の地目が登記簿では、他用途で記載されていることが多いためである。

2) 測量増減は、「事業計画地面積－公共用地面積－宅地等面積」により算出された面積である。宅地等面積は、登記簿面積から算出するが、実測面積と異なる場合が多いため、事業計画段階ではその差を「測量増減」として標記することとなっている。

3) 表中の面積は小数点以下第 1 位を四捨五入している。

4) 表中の面積比は小数点以下第 3 位を四捨五入している。



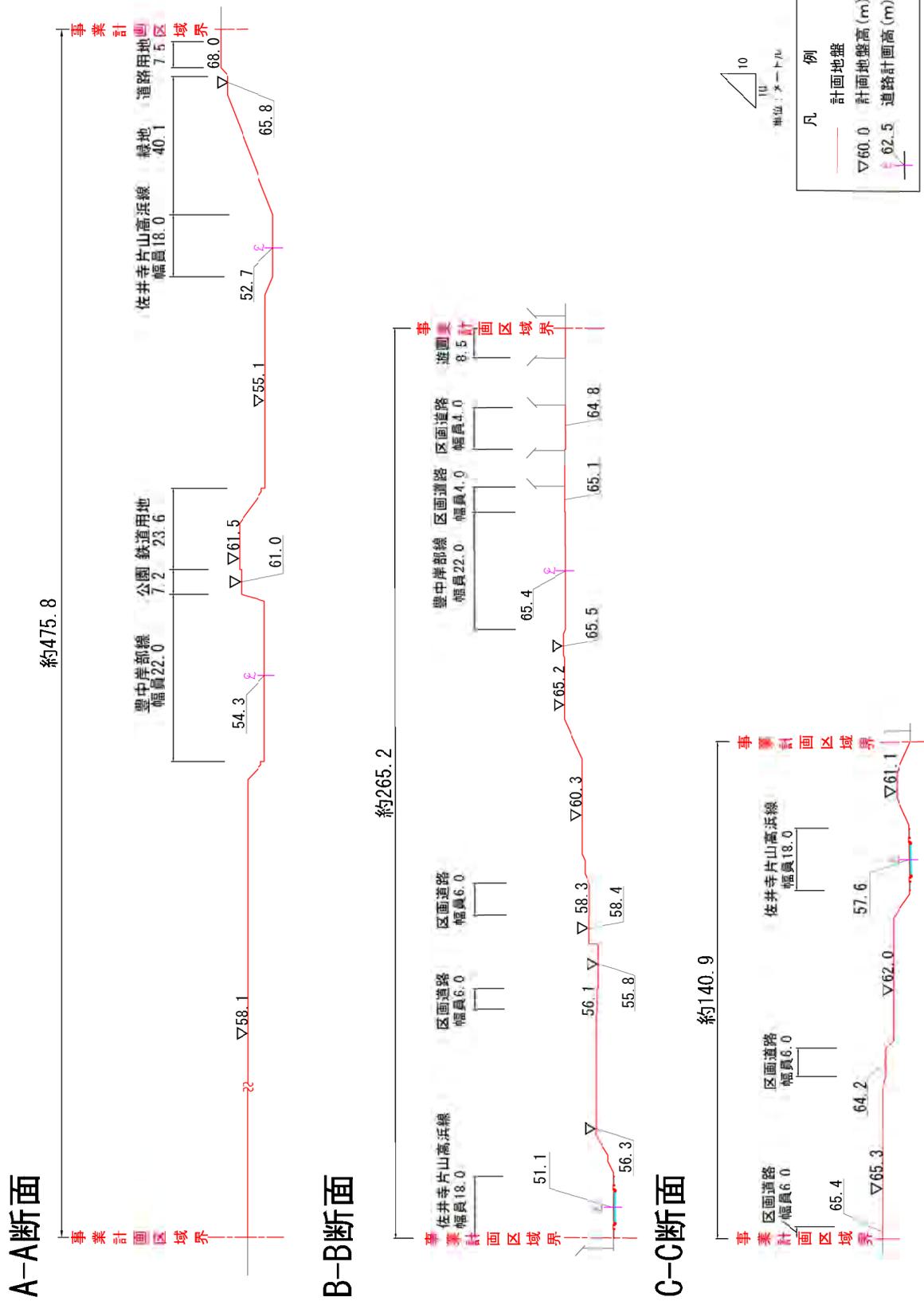


図 3.3.4 代表的な断面における事業実施後の地盤高

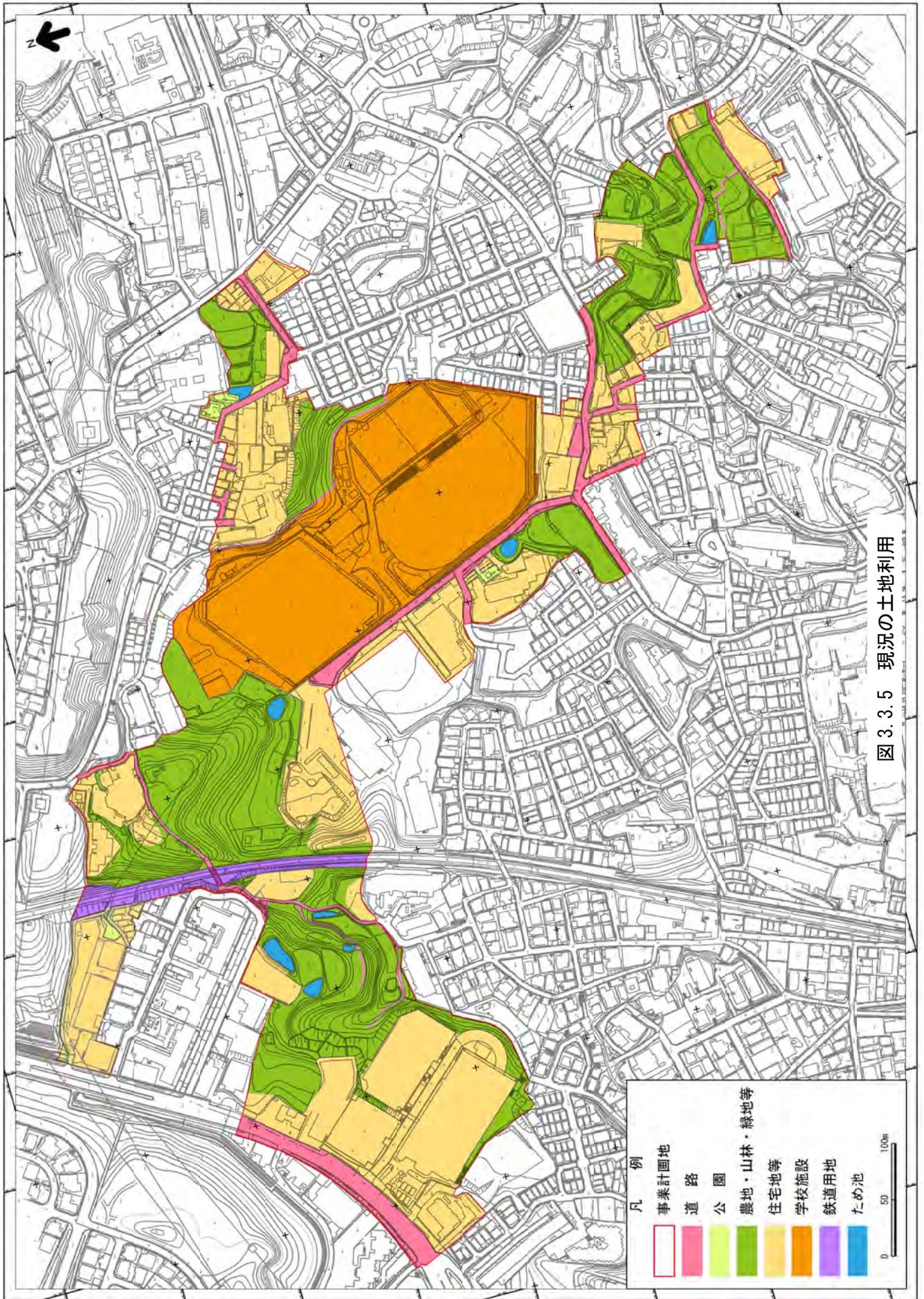


図 3.3.5 現況の土地利用

(5) 基盤施設計画

(a) 道路

(7) 都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）

都市計画道路の横断面構成は、図 3.3.6 に示すとおりである。

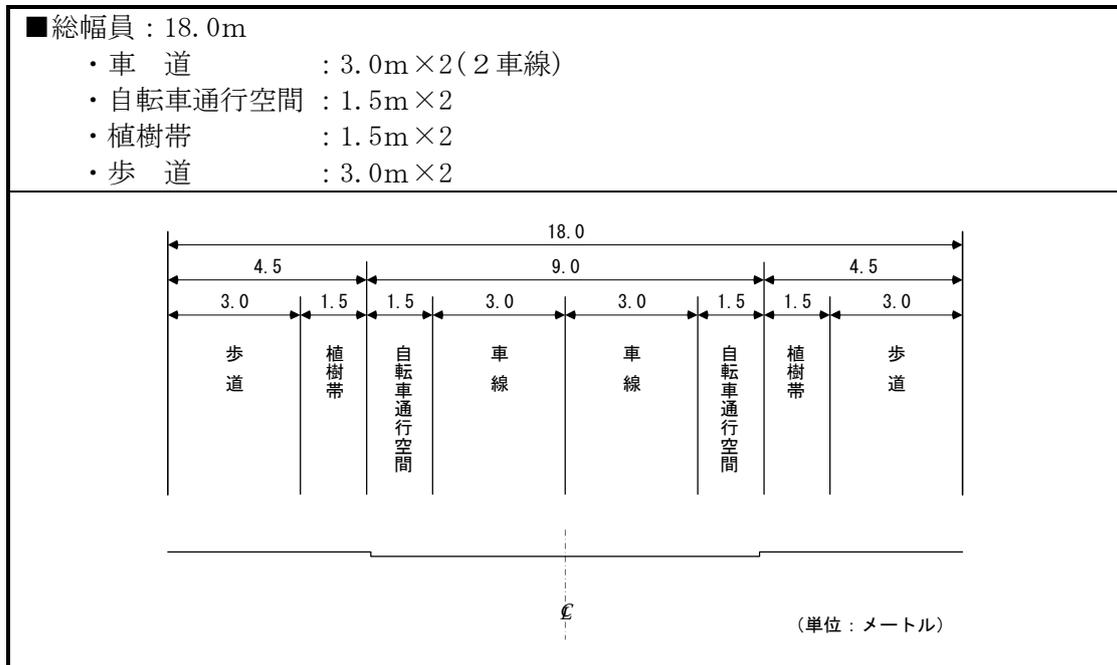


図 3.3.6(1) 佐井寺片山高浜線の横断面構成

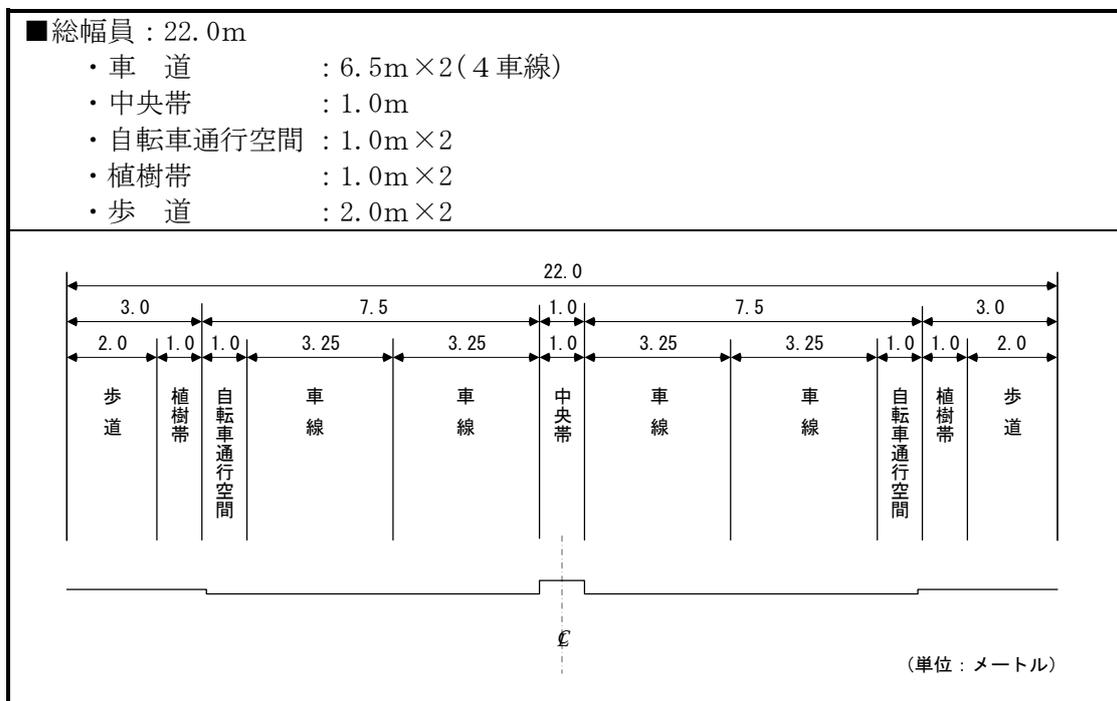


図 3.3.6(2) 豊中岸部線の横断面構成

(イ) 区画道路

区画道路の横断面構成は、図 3.3.7 に示すとおり計画する。

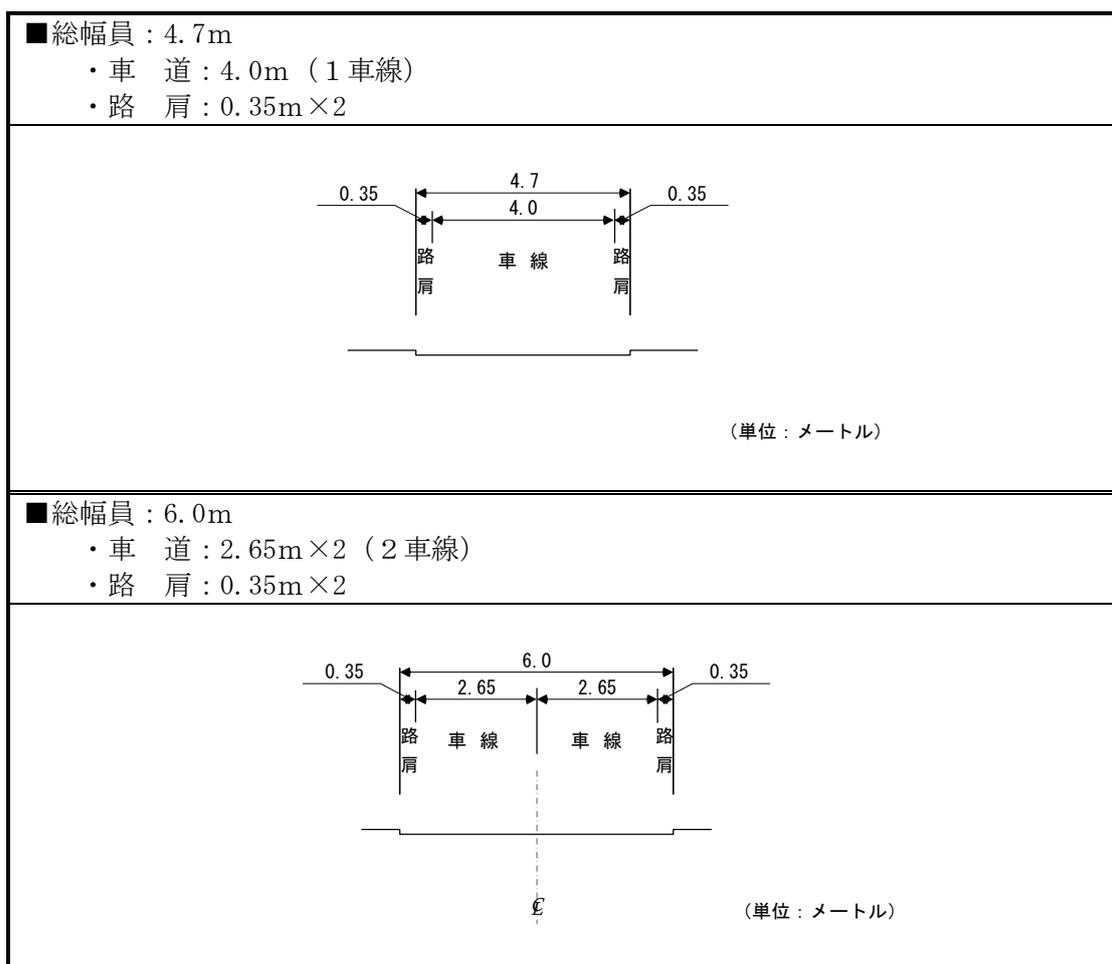


図 3.3.7 区画道路の横断面構成

(b) 環境基盤施設

(7) 基本的考え方

公園・遊園面積については、事業計画地面積に対し「土地区画整理法施行規則」（昭和30年3月31日建設省令第5号（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第16号））第9条に定められている3%以上を確保する。また、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づいて、事業計画地面積の28%以上を確保することを基本とする。さらに、公園・遊園及び緑地の整備、街路樹植栽に当たっては、雨庭や保水性舗装等、雨水貯留浸透機能の向上やヒートアイランド現象の緩和に寄与するグリーンインフラを積極的に導入する。

(イ) 公園・遊園及び緑地

公園・遊園及び緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保する。

(ウ) 街路樹植栽

事業計画地の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）については、緑の軸として位置付け、植樹帯を設けて高木による街路樹植栽を行う。

(c) 供給処理施設等

(7) 上水道

上水道については、域外既存施設によって事業計画地の新規需要分を供給することが可能であるため、事業計画地では地区外の既設配水管に接続させて、ループ状になるように配管する。

(4) 下水道

下水道については、今後の土地利用計画に合わせて、排水区域の見直しや流出抑制施設の設置、雨水・汚水管の分離布設を含め、新たに計画を検討していく。

(ウ) 電気・ガス

電気・ガスについては、今後の土地利用計画に合わせた供給を検討していく。

(イ) 電線類の地中化

電線類については、景観面や災害時のライフライン確保の観点から、都市計画道路についてはC-C-Box（電線共同溝）等による電気・通信等の地中化を今後検討していく。

(オ) 防犯対策

防犯対策については、安心・安全なまちづくりを実現するため、「街灯防犯カメラ」のほか、事件・事故等が発生した時に通報ボタンを押すとインターホンで警察官と相互に通話できる「スーパー防犯灯」を道路・公園等の街灯に導入する等の対策を今後検討していく。

(6) 廃棄物処理計画

本工事では、事業計画地に分別用ごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるように一般廃棄物を収集する。収集後の一般廃棄物については、適正に処理する。建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。また、工事に伴う場外搬出土は、工事間利用を原則とする。

なお、これでは対応できない産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号（最終改正：平成29年6月16日法律第61号））や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号（最終改正：平成26年6月4日法律第55号））に基づき、適正な処分場において処分する。

(7) 交通計画

佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の計画交通量は、以下のとおりである。

佐井寺片山高浜線：12,600台/日　　豊中岸部線：18,600台/日

なお、環境影響評価提案書の計画交通量は、平成17年度道路交通センサスペースの平成42年将来OD表を用いて算出された推計値をもとに、平成31年（2019年）の計画交通量を求めたものであったが、上記の計画交通量は、平成22年度道路交通センサスペースの平成42年将来OD表と最新の道路ネットワークに基づいて算出した推計値（令和12年（2030年））である。

3.3.5 工事計画

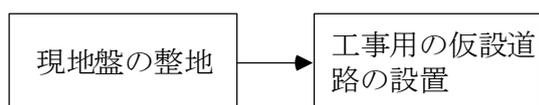
(1) 工事工程の概要

土地区画整理事業に係る工事は、2021年度に着手する計画であり、土地区画整理事業及び都市計画道路の建設工事は、2030年度の完成を目標としている。

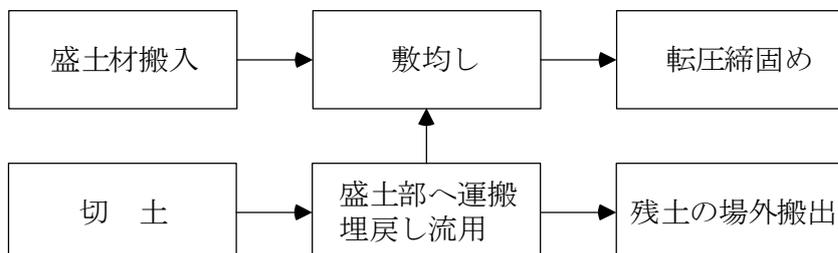
主な工事内容は、①準備工事として、工事用搬入路設置工事、②土地区画整理事業に係る工事として、造成工事、区画道路工事、公園・遊園設置工事、供給処理施設工事、③都市計画道路の建設工事として、築造工事が挙げられる。主な工事の手順は、図3.3.8に示すとおりである。

工事工程については表3.3.4に示すとおりであり、2021年度から工事用搬入路の設置工事と並行して造成工事を実施する計画である。区画道路工事は2025年度から、公園・遊園の設置工事は2029年度から、供給処理施設（上下水道、電気・ガス、通信・電線等）工事は2023年度から実施する計画である。都市計画道路の建設工事は、佐井寺片山高浜線で2024年度から、豊中岸部線で2023年度から実施する計画である。

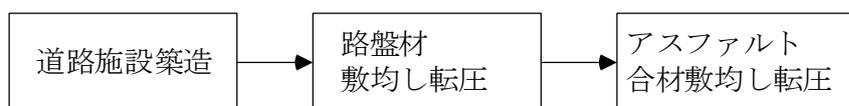
【準備工事】



【造成工事】



【区画道路工事・都市計画道路築造工事】



【公園・遊園設置工事】



【供給処理施設工事】

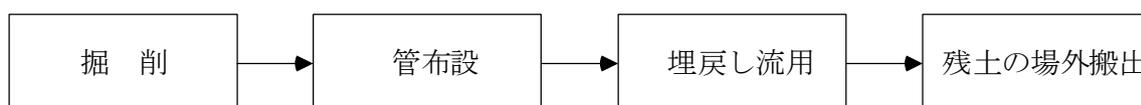


図3.3.8 主な工事の手順

表 3.3.4 工事工程の概要

区分		工事種別	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
準備工事		工事用搬入路 設置工事	■	■								
土地区画整理事業 に係る工事		造成工事	■	■	■	■	■	■	■			
		区画道路工事					■	■	■	■		
		公園・遊園設 置工事									■	■
		供給処理施設 工事			■	■	■	■	■	■	■	■
都市計画 建設工事 の	佐井寺片山 高浜線	築造工事				■	■	■	■	■		
	豊中岸部線	築造工事			■	■	■	■	■	■	■	

(2) 資材等の搬出入計画

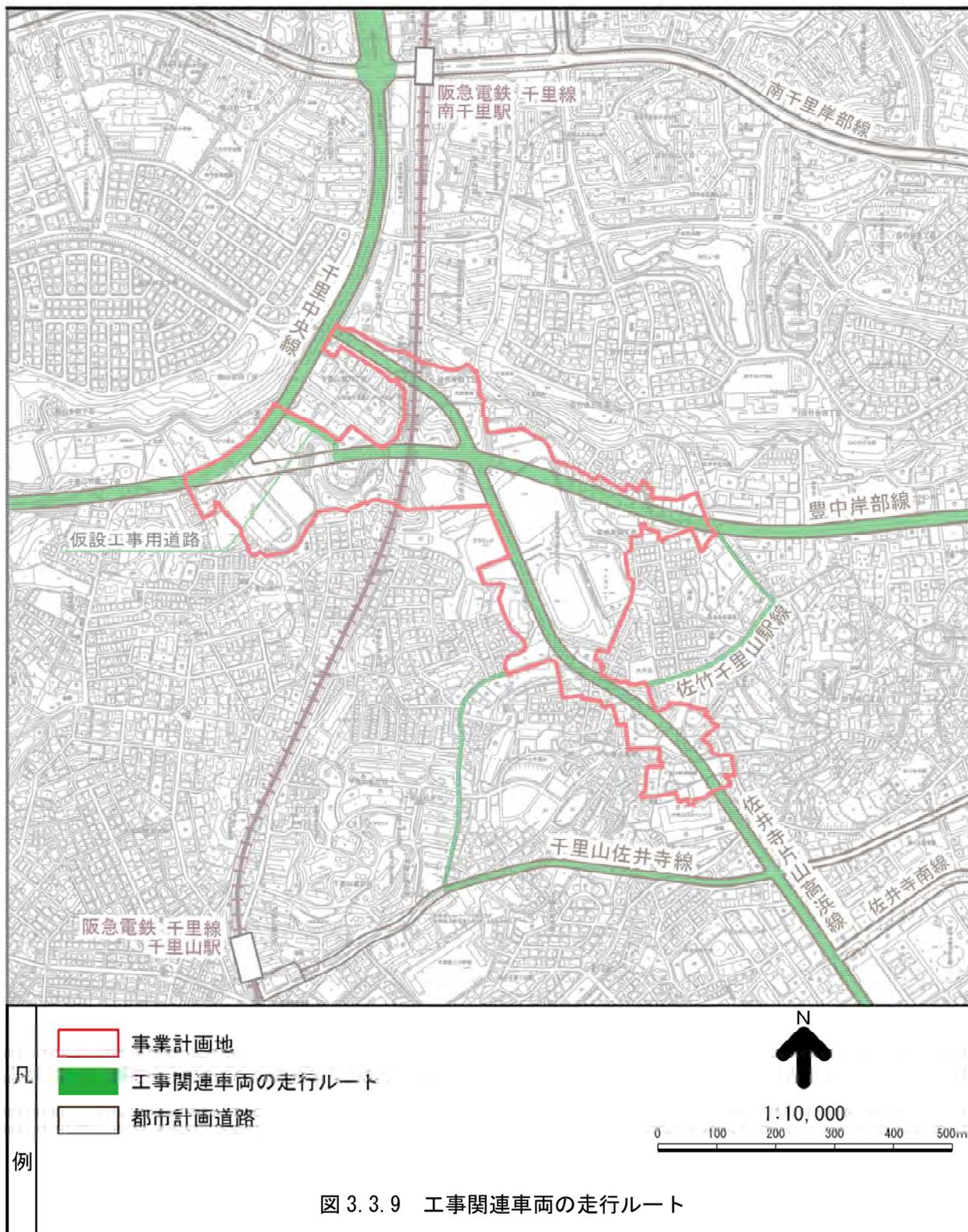
建設機材・資材、生コンクリート、場外搬出土等は、大型車両により運搬する計画である。大型車両及び工事関係者の通勤車両（以下「工事関連車両」という。）の走行ルートは、図 3.3.9 に示すとおりである。建設機材・資材、生コンクリート、場外搬出土等は、主として豊中岸部線から搬出入を行う計画であるが、阪急電鉄千里線の西側の工事で発生した伐採材及び残土は、仮設工事用道路を経て千里中央線へ搬出する計画である。佐井寺片山高浜線については、事業計画地の南端で工事を行う際に工事関連車両の走行ルートとして利用する計画である。佐竹千里山駅線については、工事用道路の設置工事が終了するまでの期間に限定して、工事関連車両の走行ルートとして利用する計画である。

工事関連車両の走行時間帯は、原則として8時から18時までの間とする。

工事の最盛期は造成工事を実施する令和5年度（2023年度）～9年度（2027年度）頃であり、工事関連車両の1日当たりの最大走行台数は、大型車150台（往復300台）、小型車50台（往復100台）程度を予定している。

(3) 排水処理計画

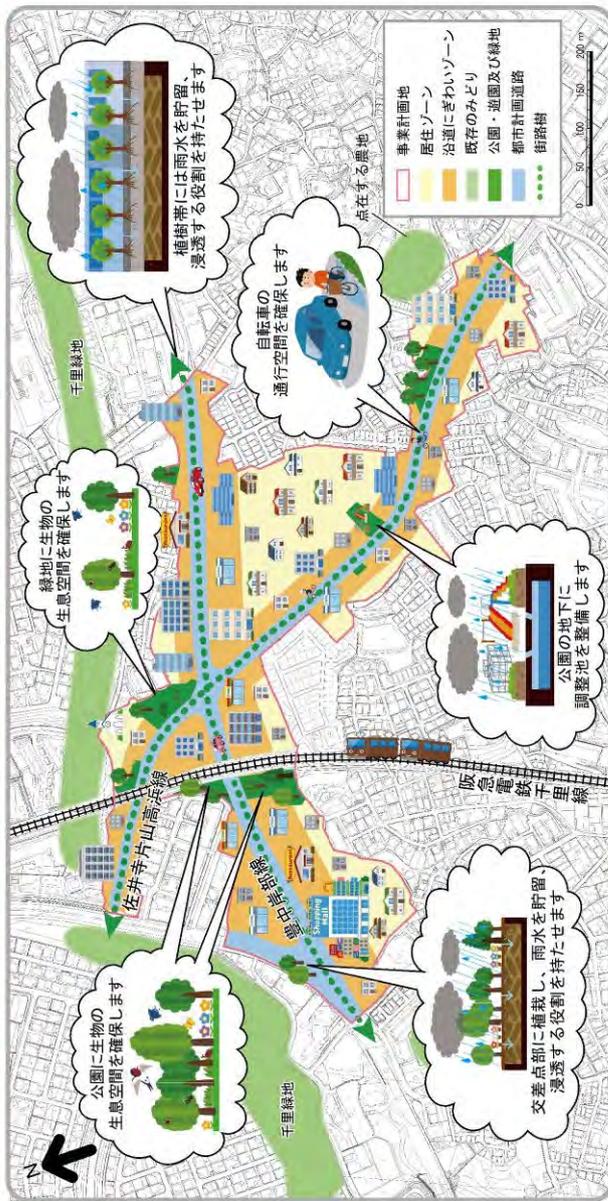
降雨時の濁水については、仮設沈砂池を設けて、表層水のみ側溝及び横断水路から公共下水道又は公共用水域に排出する計画である。また、仮設沈砂池の底にたまった土砂は定期的に除去する計画である。



＜佐井寺西土地区画整理事業の将来像（イメージ）＞

ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち

- ① 環境にやさしい道路や街区を整備します。
- ② 周囲と調和するみどりの軸を配置します。
- ③ 魅力的なまちなみを形成します。
- ④ 安全で快適なまちづくりをします。



良好な居住環境の創出

- 良好な住宅市街地の形成
- 賑わいの創出
- 便利で快適な居住環境の形成
- 安心・安全な居住環境の形成

- みどりの保全・創出
- ヒートアイランドの抑制
- 豪雨時の貯水・排水機能確保
- 地球環境への配慮

- 交通安全
- 良好な景観の形成
- みどりの連続性確保

街区の整備

- 住区の形成
- 商業施設の立地誘導（主に豊中岸部線沿道）
- 生活利便施設の立地誘導（主に佐井寺片山高浜線沿道）
- 上下水道等のライフラインの整備
- 防災対策のための安心・安全に配慮した設備（防災ベンチ、防犯カメラ等）

緑地・公園等の整備

- 動植物の生息・生育への配慮
- 地域に応じたみどりの創出
- 雨水流出抑制施設の設置
- 再生可能エネルギーの活用
- グリーンインフラの推進

都市計画道路の整備

- 区画道路からの通過交通の排除
- 自転車通行空間の確保
- 都市計画道路沿道の無電柱化
- 鉄道との立体交差で交通流を円滑化
- 植樹帯の整備
- 防災機能の向上

4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期

4.1 工事の工程

工事工程については表 4.1.1 に示すとおりであり、2021 年度から工事用搬入路の設置工事と並行して造成工事を実施する計画である。区画道路工事は 2025 年度から、公園・遊園の設置工事は 2029 年度から、供給処理施設（上下水道、電気・ガス、通信・電線等）工事は 2023 年度から実施する計画である。都市計画道路の建設工事は、佐井寺片山高浜線で 2024 年度から、豊中岸部線で 2023 年度から実施する計画である。

表 4.1.1 工事工程の概要

区分	工事種別	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
準備工事	工事用搬入路 設置工事	■	■								
土地区画整理事業 に係る工事	造成工事	■	■	■	■	■	■	■	■		
	区画道路工事					■	■	■	■		
	公園・遊園設 置工事									■	■
	供給処理施設 工事			■	■	■	■	■	■	■	■
都市計 画道 路の 建設 工事	佐井寺片山 高浜線				■	■	■	■	■		
	豊中岸部線			■	■	■	■	■	■	■	■

4.2 供用予定時期

都市計画道路の供用予定時期は、2030 年度である。

5. 事後調査の内容

5.1 事後調査の概要

本事業の環境影響評価において、産業廃棄物、建設発生土、大気汚染、悪臭、ヒートアイランド、水質汚濁、土壌汚染、地形、地質、騒音、振動、動物、植物、生態系、緑化、人と自然とのふれあいの場、景観、文化遺産、コミュニティ、交通混雑、交通安全について予測評価が行われている。その結果、工事中及び供用後において、いずれの環境要素についても、環境影響は少なく、適切な環境取組を行うことにより評価目標を満足するものと判断されている。

事後調査は、「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年(2012 年) 3 月、吹田市)に基づいて、環境影響評価書に記載した環境取組が適切に実施されているかを確認するとともに、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて追加の環境取組を講じることにより、周辺環境の保全を図ることを目的として実施するものである。

事後調査の概要については、市長意見書に基づいて環境影響評価書案に記載した事後調査の内容を検討し、環境影響評価書に表 5.1.1 に示すとおり取りまとめた。事後調査の詳細については、5.2 節及び 5.3 節に記載のとおりである。

なお、工事前に実施する動物・植物の環境取組（重要種の生息・生育適地への移動・移植、特定外来生物の拡散防止）の概要は、表 5.1.2 に示すとおりである。

表 5.1.1 事後調査の概要

調査項目		調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法	
工事中	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（年間排出量の算出） 	建設機械及び工事関連車両の種類、稼働台数・稼働時間の把握により、排出量を算出する方法
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル ・振動レベル 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点） 	JIS等に定める測定方法に基づく方法
	交通混雑・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行台数 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点） 	施工業者に対するヒアリングによる方法
工事・存在	動植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・移植を行う保全対象種14種（動物12種、植物2種） 	事業計画地周辺地域（移動・移植先）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・移植前、移植直後、移動・移植後3年間 ・移動・移植後は保全対象種の確認適期に毎年1回 ・ギンランは5年後にも再調査 ・3年後の調査結果から4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討 	工事前に移動・移植した動植物の生息・生育状況をモニタリングする方法
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出する里山環境 	事業計画地（2号緑地、2号公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中（公園・緑地の整備後） ・事業完了後3年間 ・毎年1回（6～7月） 	緑地の状況をモニタリングする方法
供用後	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（年間排出量の算出） 	交通量の調査結果から、排出量を算出する方法
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル ・振動レベル 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日） 	JIS等に定める測定方法に基づく方法
	交通混雑・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点交通量 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道・主な交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日） 	ハンドカウンターにより観測する方法

表 5.1.2 工事前に実施する動物・植物の環境取組の概要

項目	対象種	移動・移植の概要
生息適地への移動	ニホンイシガメ	春～夏に捕獲（2回に分けて実施）し、同時に移動先へ移動させる。
	トノサマガエル	
	ヘイケボタル	春、秋に捕獲（幼虫）し、同時に移動先へ移動させる。また、初夏～夏にも捕獲（成虫）し、同時に移動先へ移動させる。
	ドジョウ	秋に捕獲（2回に分けて実施）し、同時に移動先へ移動させる。
	ミナミメダカ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
スジヒラタガムシ		
生育適地への移植	ギンラン	秋に種子採取及び播種、春に移植する。
	タシロラン	初夏に種子採取及び播種を行う。
特定外来生物の拡散防止	アライグマ	秋から捕獲を行う。
	ウシガエル	工事着手までに池干しを行う。
	アゾラ・クリスタータ	春～初夏に事業計画地内を踏査し、確認した場合は駆除を行う。
	オオカワヂシャ	
	オオキンケイギク	
	ナルトサワギク	秋に事業計画地内を踏査し、確認した場合は駆除を行う。
全ての特定外来生物	春～初夏、秋に特定外来生物を確認した場合は、駆除を行う。	

表 5.1.3 工事中又は完成後に実施する動物・植物の環境取組の概要

項目	対象種	環境取組内容
生息環境の創出	陸生動植物相、水生生物相（全ての動植物）	公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指す。
		公園や緑地の緑化の際には、既存の樹林地における表土等を植栽基盤として活用することで、在来種の植生回復に配慮する。
		地権者が農地等の緑地の維持を希望する場合は、可能な限り、換地計画において対応するとともに、緑地の維持、保全ができるよう、表土等の有効活用に努める。
		都市計画道路においては、雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行い、事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努める。
営巣環境の創出	カワセミ	公園又は緑地において復元する里山環境内の擁壁や斜面においてカワセミ営巣ブロックを用いるなど、カワセミの営巣可能な環境を整備する。
生息環境の保全	ヒメボタル	事業計画地に近接して確認されているヒメボタルの生息環境に対し、夜間照明等による影響を低減する。

5.2 工事中に実施する調査

(1) 大気汚染

(a) 調査の概要

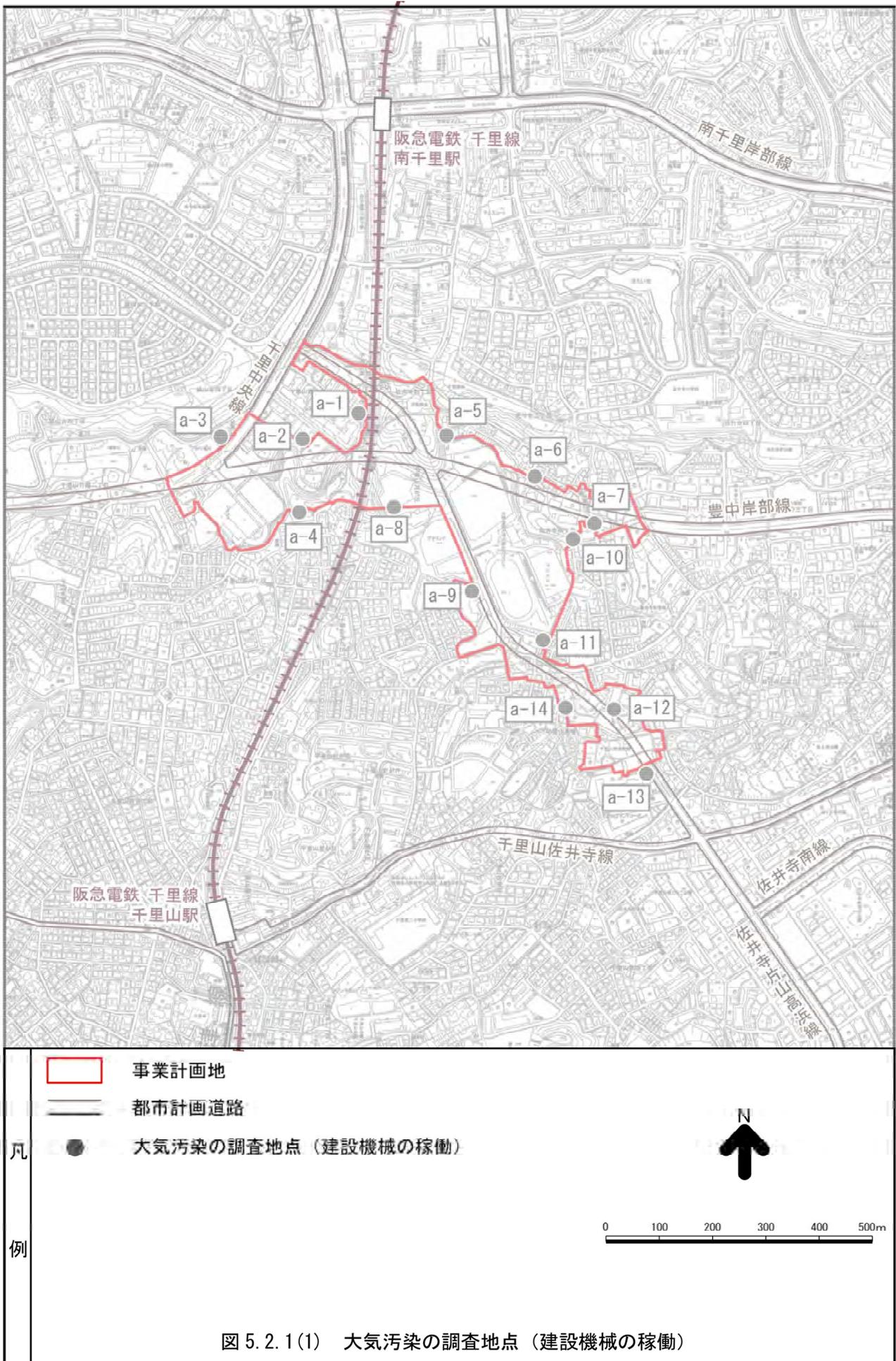
工事中の調査の概要は表 5.2.1 に、調査地点の位置は図 5.2.1 に示すとおりである。

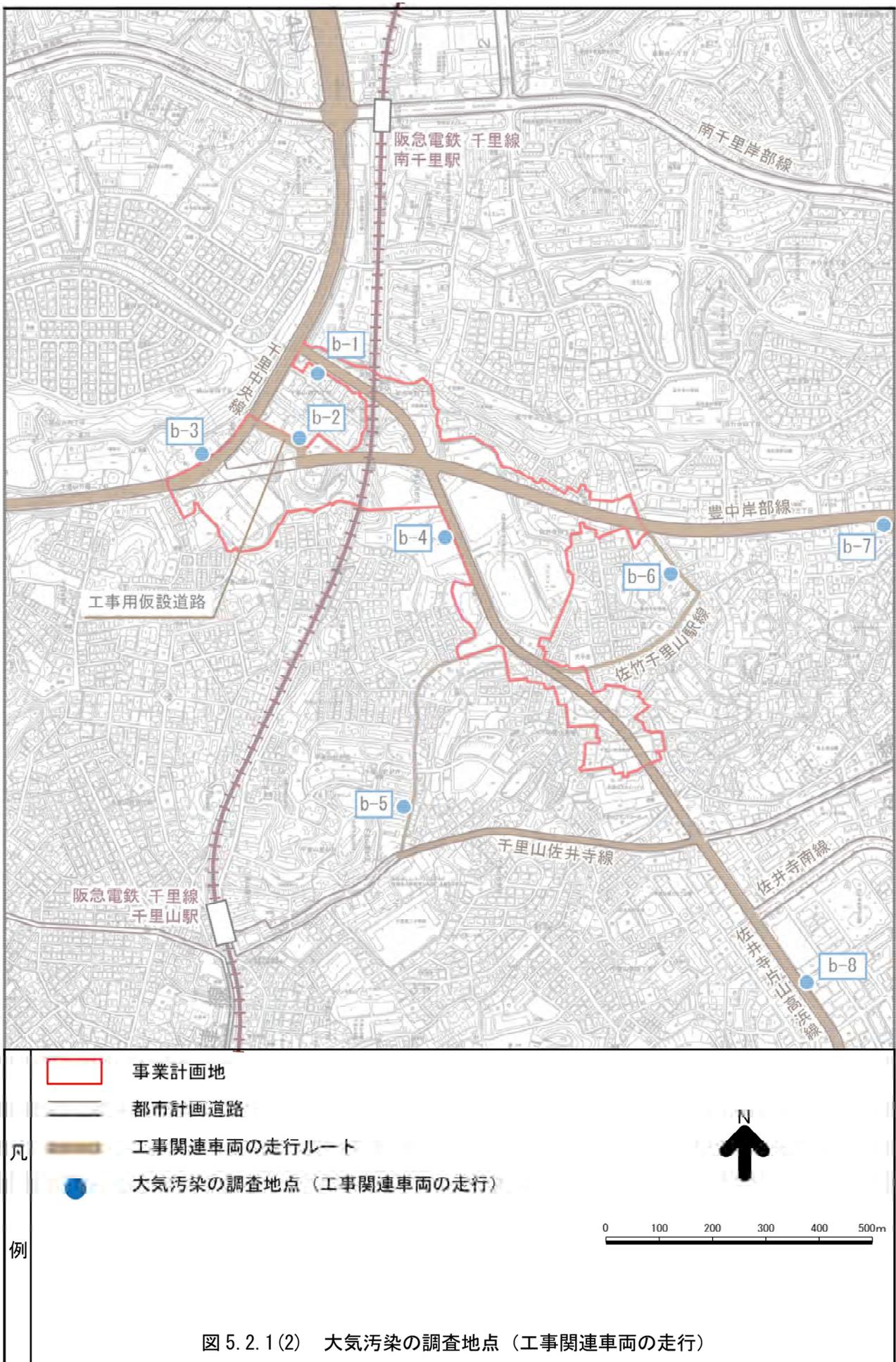
建設機械の稼働による大気汚染については、工事作業日報等から建設機械の種類、稼働台数及び稼働時間を整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年間排出量を算出し、建設機械の稼働による大気汚染の影響を把握する。

工事関連車両の走行による大気汚染については、工事作業日報から工事関連車両の走行ルート及び台数を整理し、環境影響評価書に予測条件として記載した走行台数と対比することで、工事関連車両の走行による大気汚染の影響を把握する。

表 5.2.1 調査の概要（大気汚染）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による大気汚染 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその 周辺の住居 (14 地点)	・工事期間中 ・毎年 1 回 (年 間排出量の算 出)	建設機械の種類、稼働 台数・稼働時間のから 算出した年間排出量か ら大気汚染の影響を推 計する方法
工事関連車両の走行による大気 汚染 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事関連車両の走行 ルート沿道の住居 (8 地点)	・工事期間中 ・毎年 1 回 (工 事関連車両の 走行台数が最 も多い時点)	工事関連車両の走行台 数から大気汚染の影響 を推計する方法





(b) 調査の方法

(7) 建設機械の稼働による大気汚染

建設機械の稼働による大気汚染については、工事作業日報等から建設機械の種類、稼働台数及び稼働時間を整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出し、環境影響評価書に予測条件として記載した排出量及び予測結果と対比することで、建設機械の稼働による大気汚染濃度を推計する。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度を吹田市高野台局の観測データの直近の年平均値から設定し、大気汚染濃度の推計値と比較することで大気汚染の影響の程度を把握する。

(イ) 工事関連車両の走行による大気汚染

工事関連車両の走行による大気汚染については、工事作業日報から工事関連車両の走行ルート及び台数を整理し、環境影響評価書に予測条件として記載した走行台数及び予測結果と対比することで、工事関連車両の走行による大気汚染濃度を推計する。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度を吹田市高野台局の観測データの直近の年平均値から設定し、大気汚染濃度の推計値と比較することで大気汚染の影響の程度を把握する。

(c) 評価の方法

大気汚染の評価目標は表 5.2.2 に、評価の基準値は表 5.2.3 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地周辺及び工事関連車両の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果と環境取組（第 6 章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.2.2 大気汚染の評価目標

環境影響要因	評価目標
・建設機械の稼働 ・工事関連車両の走行	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・「吹田市第 3 次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.2.3 大気汚染の評価の基準値

項目	評価方法	評価の基準値
二酸化窒素	98 パーセント値評価	・日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること【環境基準から設定】 ・日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること【吹田市の目標値から設定】
	短期暴露の指針値による評価	1 時間値が 0.1~0.2ppm 以下であること ^{注)}
浮遊粒子状物質	長期的評価	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること【環境基準及び吹田市の目標値から設定】
	短期的評価	1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること【環境基準及び吹田市の目標値から設定】

(注) 二酸化窒素濃度の 1 時間値については、環境基準、吹田市の目標値とも基準値、目標値が定められていないため、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年 3 月 22 日、環境庁長官宛答申）で提案されている短期暴露の指針値から設定した。

(2) 騒音・振動

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 5.2.4 に、調査地点の用途地域は表 5.2.5 に示すとおりである。調査地点の位置は図 5.2.2 に示すとおりであるが、騒音・振動の影響が最も大きく、かつ、測定機器等が安全に設置できる地点とするため、建設機械の稼働位置によって適宜変更することとする。

建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による騒音・振動の状況は、現地調査により把握することとする。また、自動車交通量の調査も騒音・振動調査に併せて実施する。

調査地点及び時期は、施工業者にヒアリングを行い設定することとする。具体的には、工事内容、建設機械の稼働位置、稼働台数、工事関連車両の走行ルート、工事関連車両の走行台数から、図 5.2.2 の地点より選定する工事影響が大きいと予想される地点を対象に、最も影響が大きいと考えられる時点を選定することとする。

表 5.2.4(1) 調査の概要（騒音）

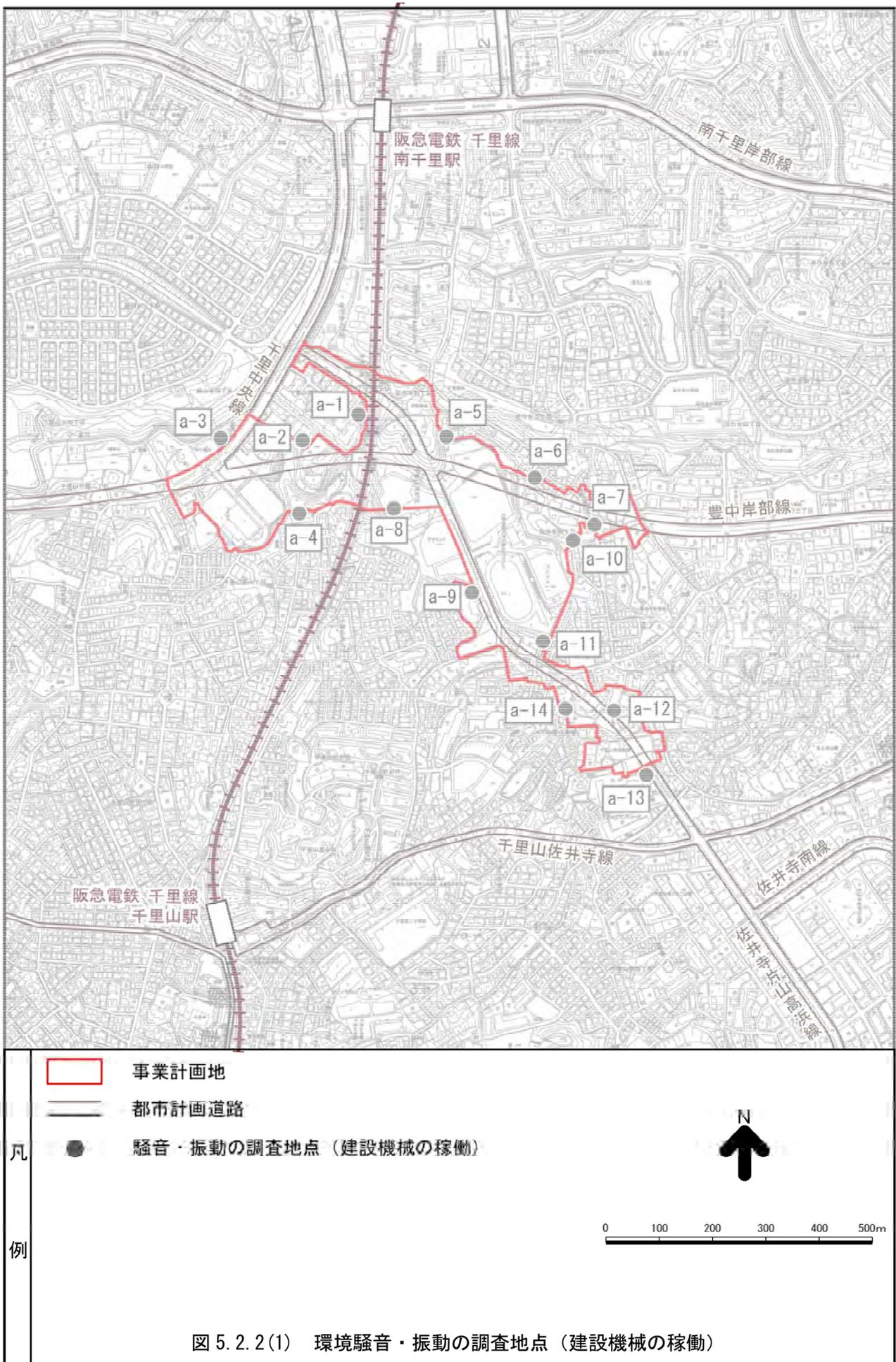
調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による騒音 ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ） ・時間率騒音レベル （ L_5 、 L_{50} 、 L_{95} ）	事業計画地及びその周辺（図 5.2.2(1) の地点より選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年 1 回（最も影響が大きいと考えられる時点） ・8～18時 	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」（令和元年 6 月 20 日改正）及び「騒音に係る環境基準」（平成 10 年 9 月 30 日環告 64、平成 11 年 4 月施行）に準拠
工事関連車両の走行による騒音 〔道路交通騒音〕 ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ） ・時間率騒音レベル （ L_5 、 L_{50} 、 L_{95} ）	工事関連車両の走行ルート沿道（図 5.2.2(2) の地点より選定）		
自動車交通量（断面交通量） ・方向別、時間別、車種別（大型、小型、2 輪） 走行速度 ・方向別、時間別			調査員の目視計測による方法

表 5.2.4(2) 調査の概要（振動）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
建設機械の稼働による振動 ・時間率振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）	騒音と同じ	騒音と同じ	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠
工事関連車両の走行による振動 〔道路交通振動〕 ・時間率振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）			

表 5.2.5 調査地点の用途地域

調査地点No.、工事関連車両の走行ルート		用途地域
No.	名 称	
b-1	仮設工事用道路	第2種住居地域
b-2	仮設工事用道路	第2種住居地域
b-3	千里中央線 (大阪府道吹田箕面線)	第2種住居地域
b-4	仮設工事用道路	第1種住居地域
b-5	吹田市道佐竹千里山駅線	第1種中高層住居専用地域
b-6	吹田市道佐竹千里山駅線	第1種中高層住居専用地域
b-7	大阪府道豊中岸部線	第1種中高層住居専用地域
b-8	吹田市道佐井寺片山高浜線	第2種住居地域



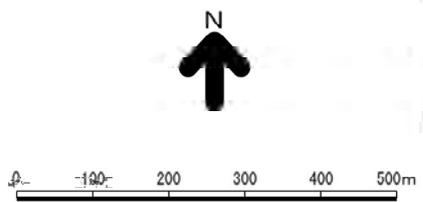
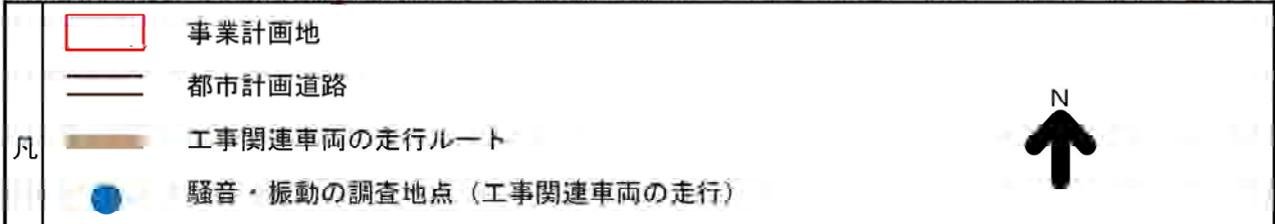
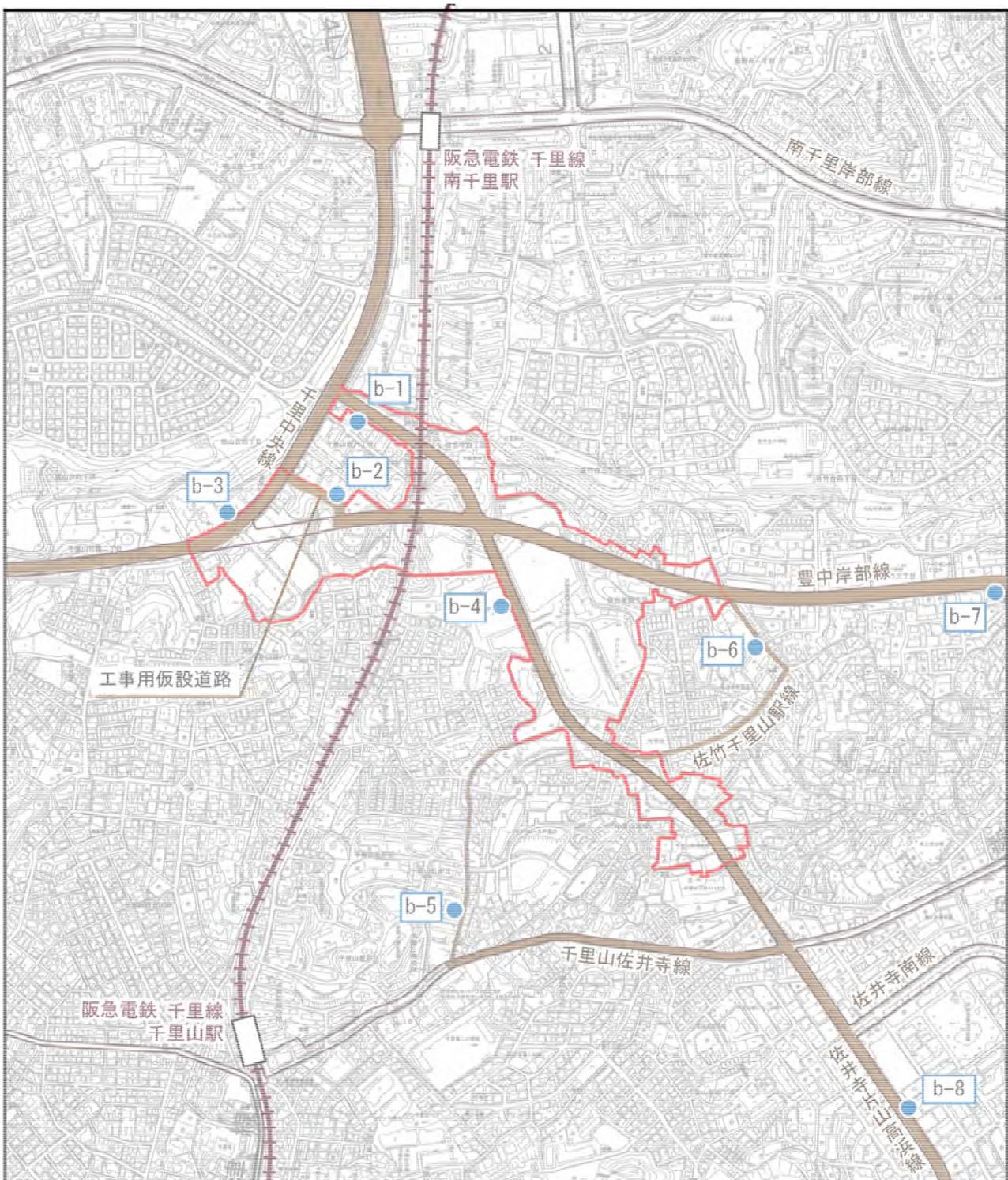


図 5.2.2(2) 道路交通騒音・振動、自動車交通量の調査地点（工事関連車両の走行）

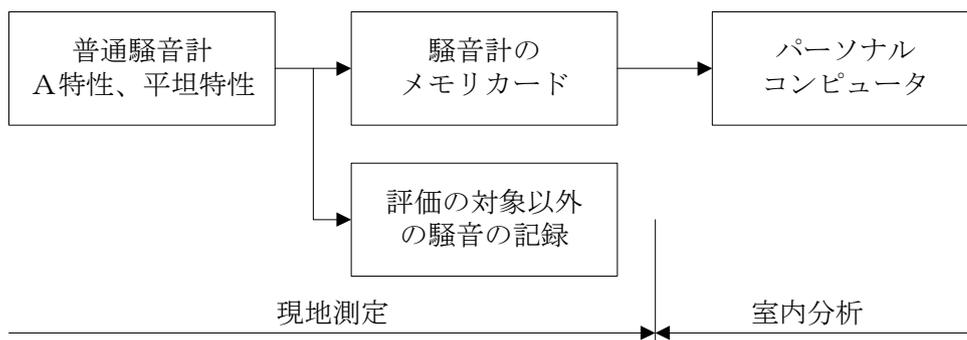
(b) 調査の方法

(7) 騒音

(i) 測定方法

建設機械の稼働による騒音・工事関連車両の走行による騒音の測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」（令和元年6月20日改正）及び「騒音に係る環境基準」（平成10年9月30日環告64、平成11年4月施行）に準拠して、以下の要領で行う。

① 使用する測定機器等は以下に示すとおりである。



② マイクロホンは原則として地上1.2m高さに設置し、その出力を騒音計のメモ리카ードに入力する。

③ 騒音計の聴感補正回路（周波数重み特性）は、A特性を用いる。騒音計の動特性（時間重み特性）は、F特性（速い動特性、FAST）を用いる。

④ 測定は8～18時に連続で行う。

⑤ 調査期間中は、調査員が常駐し、評価の対象音以外の騒音（本工事以外の建設作業騒音、平常でない自然音、時限的・限定的に発生する騒音）の発生原因と発生時間の記録を行う。

(ii) データ整理方法

建設機械の稼働による騒音・工事関連車両の走行による騒音のデータ整理及び分析は、以下の手順により行う。

① 記録した評価の対象音以外の騒音（本工事以外の建設作業騒音、平常でない自然音、時限的・限定的に発生する騒音）を除外した上、等価騒音レベル（A特性）の1時間値を算出する。ただし、鉄道の沿線の調査地点では地域特性を考慮し、鉄道騒音は除外せず評価の対象音とする。

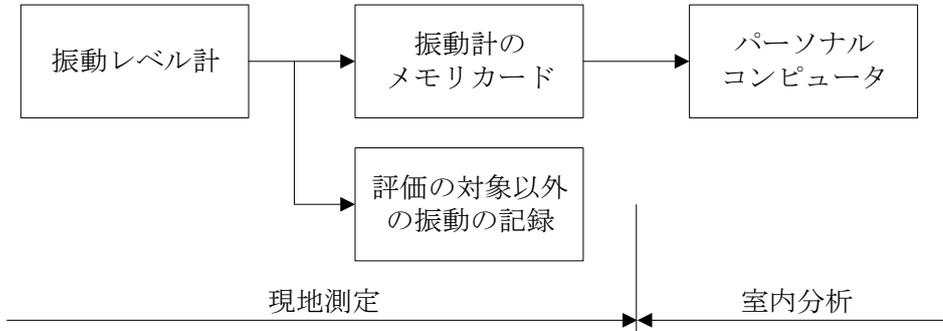
② 等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベル（ L_5 、 L_{50} 、 L_{95} ）は、1時間ごとに整理する。

(イ) 振 動

(i) 測定方法

建設機械の稼働による振動・工事関連車両の走行による振動の測定は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠して、以下の要領で行った。

- ① 使用する測定機器等は以下に示すとおりである。



- ② レベル計のピックアップを十分踏み固めた凹凸のない土の上または舗装面上に設置し、その出力を振動レベル計のメモリカードに入力する。
- ③ 振動の測定では、振動レベル計の振動感覚補正回路（周波数重み特性）は、振動レベル、測定方向は鉛直方向とする。
- ④ 測定は8～18時に連続で行う。
- ⑤ 調査期間中は、調査員が常駐し、評価の対象以外の振動（本工事以外の建設作業振動、時限的・限定的に発生する振動）の発生原因と発生時間の記録を行う。

(ii) データ整理方法

建設機械の稼働による振動・工事関連車両の走行による振動のデータ整理及び分析は、以下の手順により行う。

- ① 記録した評価の対象以外の振動（本工事以外の建設作業振動、時限的・限定的に発生する振動）を除外した上、振動レベルのピーク値及び時間率振動レベルを算出する。
- ② 時間率振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）は、1時間ごとに整理する。

(ウ) 自動車交通量

(i) 観測方法

車種別交通量及び自動車の走行速度の観測は、以下の要領で行う。

- ① 対象道路の車種別交通量は、道路交通騒音・道路交通振動の測定と併せて、表 5.2.6 に示す車種分類（小型車類、大型車類）及び二輪車を観測する。
- ② 自動車の走行速度の調査は、調査地点を通過する自動車の方向別の通過速度を観測する。
- ② 観測は 8～18 時に連続で実施する。

表 5.2.6 車種分類

車種分類	中分類	細分類	対応するプレート番号
小型車類	乗用車	軽乗用車	50～59（黄又は黒） 3 ^S 及び3 3 ^S 8 ^S 及び8 8 ^S
		乗用車	3、30～39 及び 300～399 5、50～59 及び 500～599 7、70～79 及び 700～799
	小型貨物車	軽貨物車	40～49（黄又は黒） 3 ^S 及び3 3 ^S 6 ^S 及び6 6 ^S
		小型貨物車 （貨客車を含む）	4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699
大型車類	普通貨物車	普通貨物車	1、10～19 及び 100～199
		特種(殊)車	8、80～89 及び 800～899 9、90～99 及び 900～999 0、00～09 及び 000～099
	バス	バス	2、20～29 及び 200～299

- (注) 1. 細分類は、平成 11 年度以降に実施した全国道路交通情勢調査の車種区分に当たる。プレート番号の添え字 S は、小型プレートを意味する。
2. プレート番号の「(黄又は黒)」は、「黄地に黒文字又は黒地に黄字」を意味する。
3. プレート番号の添字 S は、小型プレートを意味する。

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）

(ii) データ整理方法

車種別交通量は車種別・方向別、自動車の走行速度は方向別にそれぞれ 1 時間単位で集計する。

(c) 評価の方法

(7) 騒音

建設機械の稼働による騒音の評価目標は表 5.2.7 に、評価の基準値は表 5.2.8 に示すとおりであり、工事関連車両の走行による騒音の評価目標は表 5.2.9 に、評価の基準値は表 5.2.10 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地周辺及び工事関連車両の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果（騒音レベル及び交通量）と環境取組（第6章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。ただし、現況の道路交通騒音が既に評価の基準値を上回っている場合には、工事関連車両の走行による騒音レベルの増分が1デシベル以下であることを評価の基準値を満足することとする。

表 5.2.7 建設機械の稼働による騒音の評価目標

環境影響要因	評価目標
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none">環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること。「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.2.8 建設機械の稼働による騒音の評価の基準値

項目	評価の基準値
騒音レベルの90%レンジの上端値（ L_5 ）	85 デシベル（工事敷地境界）【規制基準から設定】
建設作業騒音	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度【吹田市の目標から設定】

表 5.2.9 工事関連車両の走行による騒音の評価目標

環境影響要因	評価目標
工事関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none">環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.2.10 工事関連車両の走行による騒音の評価の基準値

項目	評価の基準値
等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	<ul style="list-style-type: none">昼間 70 デシベル以下（b-3・b-7 地点）昼間 65 デシベル以下（b-1・b-2・b-4・b-8 地点）昼間 60 デシベル以下（b-5・b-6 地点） 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】 <ul style="list-style-type: none">現況で既に上記の基準値を上回っている場合には、工事関連車両の走行による騒音レベルの増分が1デシベル以下

(イ) 振 動

建設機械の稼働による振動の評価目標は表 5.2.11 に、評価の基準値は表 5.2.12 に示すとおりであり、工事関連車両の走行による振動の評価目標は表 5.2.13 に、評価の基準値は表 5.2.14 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地周辺及び工事関連車両の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果（振動レベル及び交通量）と環境取組（第 6 章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.2.11 建設機械の稼働による振動の評価目標

環境影響要因	評 価 目 標
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準との整合が図られていること。 ・「吹田市第 3 次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.2.12 建設機械の稼働による振動の評価の基準値

項 目	評価の基準値
振動レベルの 80% レンジの上端値（ L_{10} ）	75 デシベル（工事敷地境界） 【規制基準から設定】
振 動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度【吹田市の目標から設定】

表 5.2.13 工事関連車両の走行による振動の評価目標

環境影響要因	評 価 目 標
工事関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「振動規制法」に定められている道路交通振動の限度との整合が図られていること。 ・「吹田市第 3 次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.2.14 工事関連車両の走行による振動の評価の基準値

項 目	評価の基準値
振動レベルの 80% レンジの上端値（ L_{10} ）	昼間 65 デシベル 【振動規制法に定められている道路交通振動の限度から設定】
振 動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 【吹田市の目標から設定】

(3) 交通混雑・交通安全

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 5.2.15 に示すとおりであり、調査地点の位置は図 5.2.2(2)に示した地点とする。

工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全については、工事作業日報から工事関連車両の走行ルート及び台数を整理し、図 5.2.2(2)の地点より選定した工事関連車両の走行ルート沿道での交通混雑・交通安全の影響を把握する。

表 5.2.15 調査の概要

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・工事関連車両の走行台数	工事関連車両の走行ルート沿道 (図 5.2.2(2)の地点より選定)	・工事期間中 ・毎年1回(最も影響が大きいと考えられる時点) ・8~18時	工事関連車両の走行台数から交通混雑・交通安全への影響を推計する方法

(b) 調査の方法

工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全については、工事作業日報から工事関連車両の走行ルート及び台数を整理し、環境影響評価書に予測条件として記載した走行台数と対比することで、工事関連車両の走行による交通混雑・交通安全の影響の程度を把握する。また、騒音・振動の調査と併せて実施した自動車交通量調査による一般車両の交通量と工事関連車両の台数を比較することで交通混雑・交通安全の影響の程度を把握する。

(c) 評価の方法

工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標は、表 5.2.16 に示すとおりである。

工事関連車両の走行が、走行ルートの交通混雑・交通安全に及ぼす影響について、調査結果(一般車両の交通量及び工事関連車両の台数)と環境取組(第6章参照)の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.2.16 工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標

環境影響要因	環境要素	評価目標
工事関連車両の走行	交通混雑	周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
	交通安全	・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。 ・歩行者、自転車の交通安全の確保に配慮されていること。

(4) 動植物・生態系

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 5.2.17 に示すとおりであり、移動・移植を行う保全対象種については、移動・移植後の生息・生育状況のモニタリングを行う。動物・植物の移動・移植の概要は、表 5.2.18 に示すとおりである。動物の移動先は、移動先における保全対象種及びその競合種等の生息状況を確認した上で、継続的に生息が可能と考えられる箇所を選定した。植物の移植先は、ギンランについては現在のギンラン生育地の隣接地、タシロランについては現在のタシロランの生育地の隣接地及びその周辺（生育地に類似した環境）を選定した。

表 5.2.17 調査の概要（動植物・生態系）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・移動・移植を行う 保全対象種14種 (動物12種、植物 2種)	事業計画地周辺地域 (移動・移植先)	・移動・移植前、移植直後、移動・ 移植後3年間 ・移動・移植後は保全対象種の確 認適期に毎年1回 ・ギンランは5年後にも再調査 ・3年後の調査結果から4年後及 び5年後の調査が必要と判断 される場合は、4年後以降の調 査実施を検討	工事前に移動・移 植した動植物の生 息・生育状況をモ ニタリングする方 法

表 5.2.18 動物・植物の移動・移植の概要

項目	対象種	移動・移植の概要
生息適地 への移動	ニホンイシガメ	春～夏に捕獲（2回に分けて実施）し、同時に移動先へ 移動させる。 春、秋に捕獲（幼虫）し、同時に移動先へ移動させる。 また、初夏～夏にも捕獲（成虫）し、同時に移動先へ移 動させる。 秋に捕獲（2回に分けて実施）し、同時に移動先へ移動 させる。
	トノサマガエル	
	ヘイケボタル	
	ドジョウ	
	ミナミメダカ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
スジヒラタガムシ		
生育適地 への移植	ギンラン	秋に種子採取及び播種、春に移植する。
	タシロラン	初夏に種子採取及び播種を行う。

(b) 調査の方法

動物・植物の移動・移植先において、目視確認により生息・生育状況のモニタリングを行う。モニタリング項目は、種別の個体数、確認位置、生息・生育状況（動物については繁殖の可能性、植物については開花・結実状況）とする。

(c) 評価の方法

動植物・生態系の評価目標は、表 5.2.19 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地及び周辺地域に及ぼす影響について、調査結果と環境取組（第 6 章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.2.19 動植物・生態系の評価目標

環境影響要因	評価目標
<ul style="list-style-type: none">・ 工事の影響・ 土地利用及び地形の変化・ 緑の回復育成・ 都市計画道路（平面・掘割構造）の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。・ 貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。・ 周辺地域に生息・生育している動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。・ 「吹田市第 2 次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(5) 緑化

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 5.2.20 に示すとおりであり、新たに創出する里山環境については、整備後の状況のモニタリングを行う。緑化の概要は、図 5.2.3 に示すとおりであり、花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林の成立を目標とする。また、指標種として、開けた樹林を好むシジュウカラ（鳥類）、ブナ科の樹木を食草とするミズイロオナガシジミ（昆虫類）を選定し、モニタリング時にはシジュウカラ及びミズイロオナガシジミの確認も併せて実施する。

表 5.2.20 調査の概要（緑化）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・新たに創出する里山環境	事業計画地（2号緑地、2号公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中（公園・緑地の整備後） ・事業完了後3年間 ・毎年1回（6～7月） 	緑地の状況をモニタリングする方法（表 5.2.21 参照）

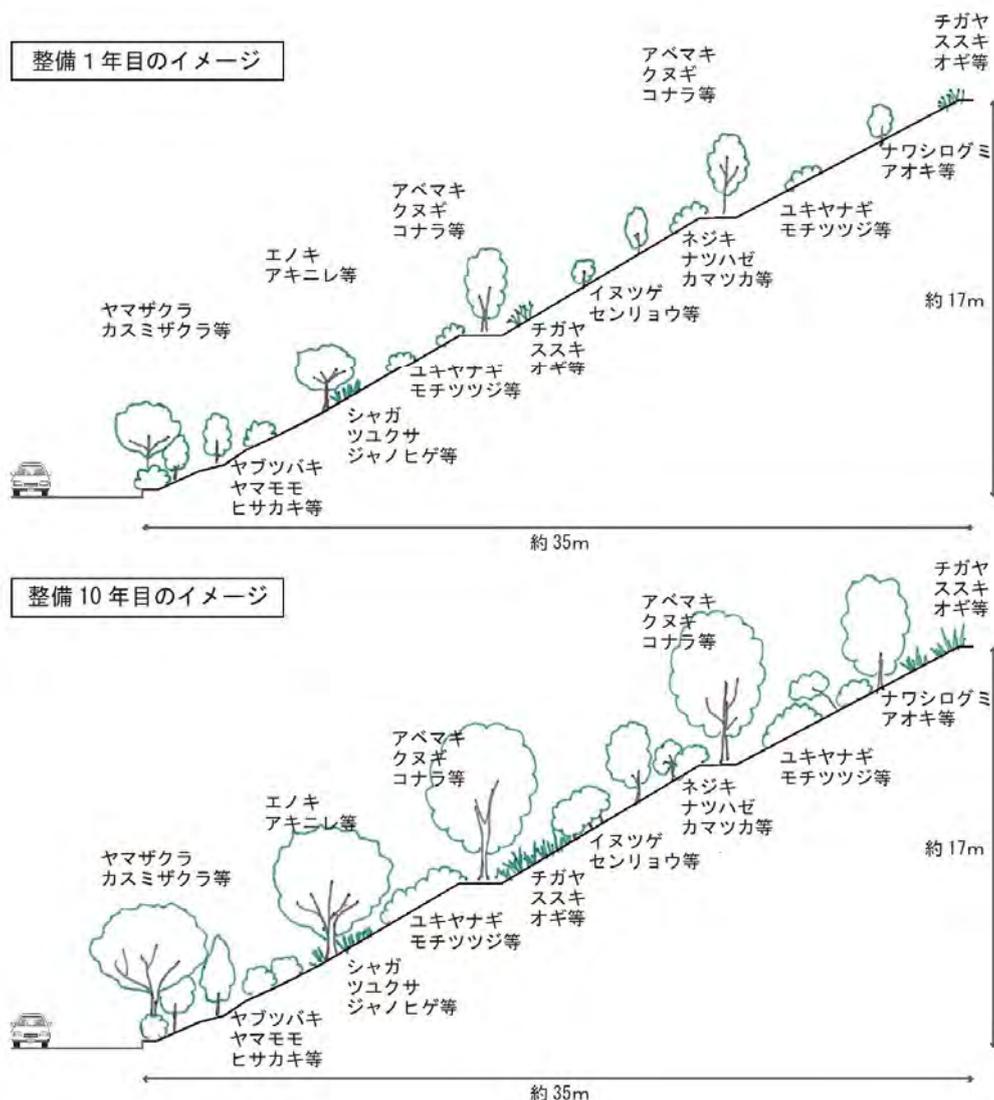


図 5.2.3 緑化の概要（2号緑地）

(b) 調査の方法

2号緑地及び2号公園において、目視確認により緑地の状況のモニタリングを行う。モニタリング項目は植栽木の生育状況、群落組成調査、鳥類調査及び昆虫類調査とし、調査時の確認事項（評価の指標）は表 5.2.21 に示すとおりである。

表 5.2.21 緑化の調査時の確認事項（評価の指標）

モニタリング項目	調査対象	評価の指標
植栽木の生育状況	高木 5～10 本程度	調査対象木の生育状況（樹木の活力度）
群落組成調査	5 m×5 m 方形区 1～2 箇所	種組成の状況、外来種の繁茂状況
鳥類調査	2号緑地又は2号公園の全域	指標種の確認状況、種組成
昆虫類調査		

- (注) 1. 調査対象とする高木や方形区は、2号緑地及び2号公園のそれぞれで設定する。
2. 昆虫類の種組成は、目視確認が可能な種のみを対象とする（同定分析が必要な種は対象としない）。

(c) 評価の方法

緑化の評価目標は、表 5.2.22 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地に及ぼす影響について、調査結果と環境取組（第6章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.2.22 緑化の評価目標

環境影響要因	評価目標
・緑の回復育成 ・都市計画道路（平面・掘割構造）の整備	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・緑化計画が周辺地域の植生と調和していること。

5.3 供用後に実施する調査

(1) 大気汚染

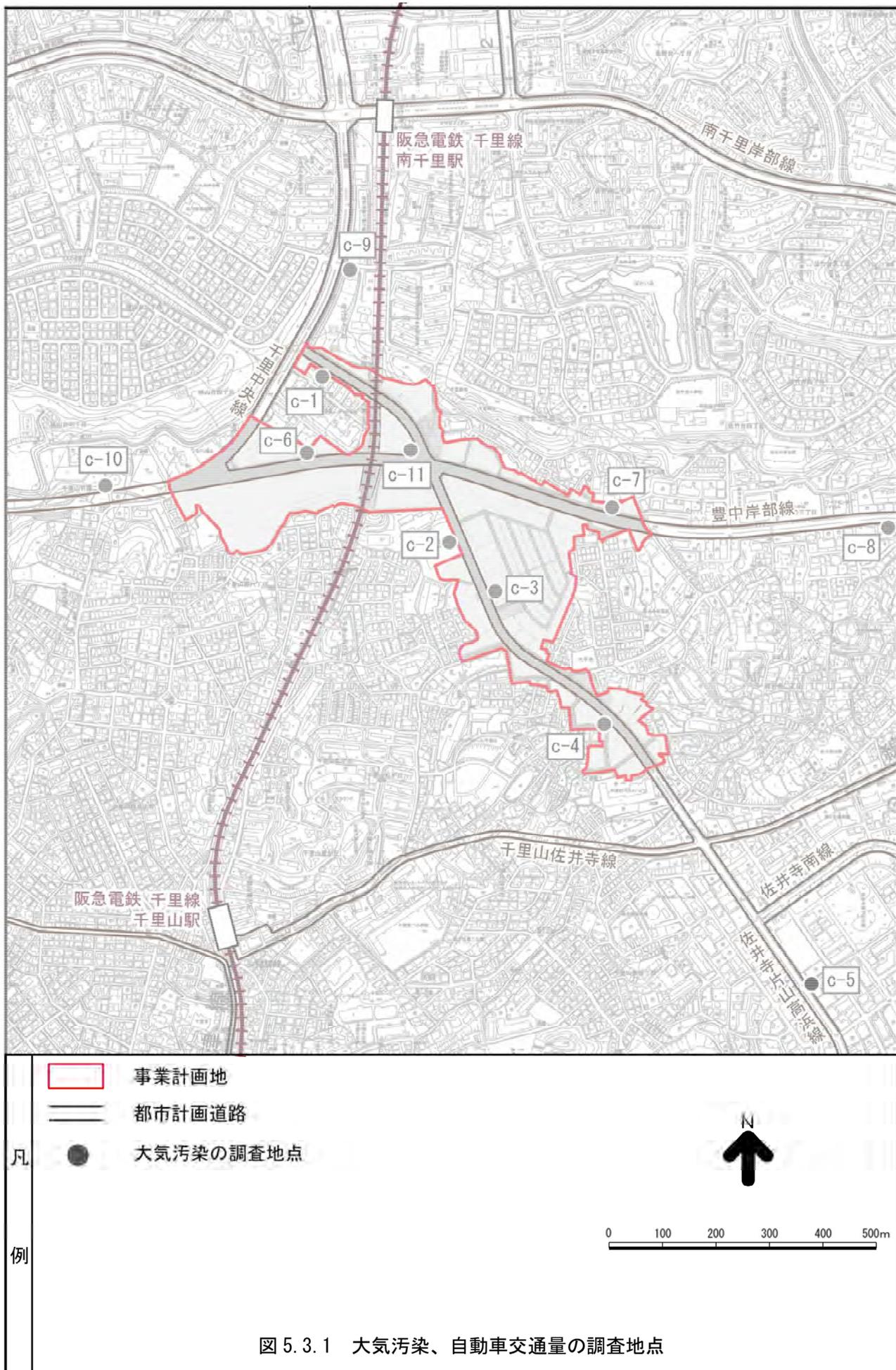
(a) 調査の概要

供用後の調査の概要は表 5.3.1 に、調査地点の位置は図 5.3.1 に示すとおりである。

自動車の走行（都市計画道路）による大気汚染については、交通量の現況調査結果より、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出し、自動車の走行による大気汚染の影響を把握する。

表 5.3.1 調査の概要（大気汚染）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・ 二酸化窒素 ・ 浮遊粒子状物質	事業計画地及びその 周辺地域の佐井寺片 山高浜線、豊中岸部 線及び千里中央線の 沿道の住居 (11 地点)	・ 事業完了後 3 年間 ・ 毎年 1 回（年間排 出量の算出）	交通量の調査結果から 大気汚染の影響を推計 する方法



(b) 調査の方法

自動車の走行による大気汚染については、交通量の現況調査結果から二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出し、環境影響評価書の予測条件として記載した交通量から同様に算出した二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量と予測結果と対比することで大気汚染濃度を推計する。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度を吹田市高野台局の観測データの直近の年平均値から設定し、大気汚染濃度の推計値と比較することで大気汚染の影響の程度を把握する。

なお、交通量調査（断面交通量）、道路交通騒音の調査時に実施したデータを使用する。

(c) 評価の方法

自動車の走行（都市計画道路）による大気汚染の評価目標は表 5.3.2 に、評価の基準値は表 5.3.3 に示すとおりである。

本事業の実施が自動車の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果（バックグラウンド濃度及び交通量）と環境取組（第 6 章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.3.2 大気汚染の評価目標

環境影響要因	評価目標
・自動車の走行（都市計画道路）	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・「吹田市第 3 次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.3.3 大気汚染の評価の基準値

項目	評価方法	評価の基準値
二酸化窒素	98 パーセント値評価	・日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること 【環境基準から設定】 ・日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること 【吹田市の目標値から設定】
	短期暴露の指針値による評価	1 時間値が 0.1～0.2ppm 以下であること ^{注)}
浮遊粒子状物質	長期的評価	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】
	短期的評価	1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】

(注) 二酸化窒素濃度の 1 時間値については、環境基準、吹田市の目標値とも基準値、目標値が定められていないため、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年 3 月 22 日、環境庁長官宛答申）で提案されている短期暴露の指針値から設定した。

(2) 騒音・振動

(a) 調査の概要

供用後の調査の概要は表 5.3.4 に、調査地点の位置は図 5.3.1 に示すとおりである。

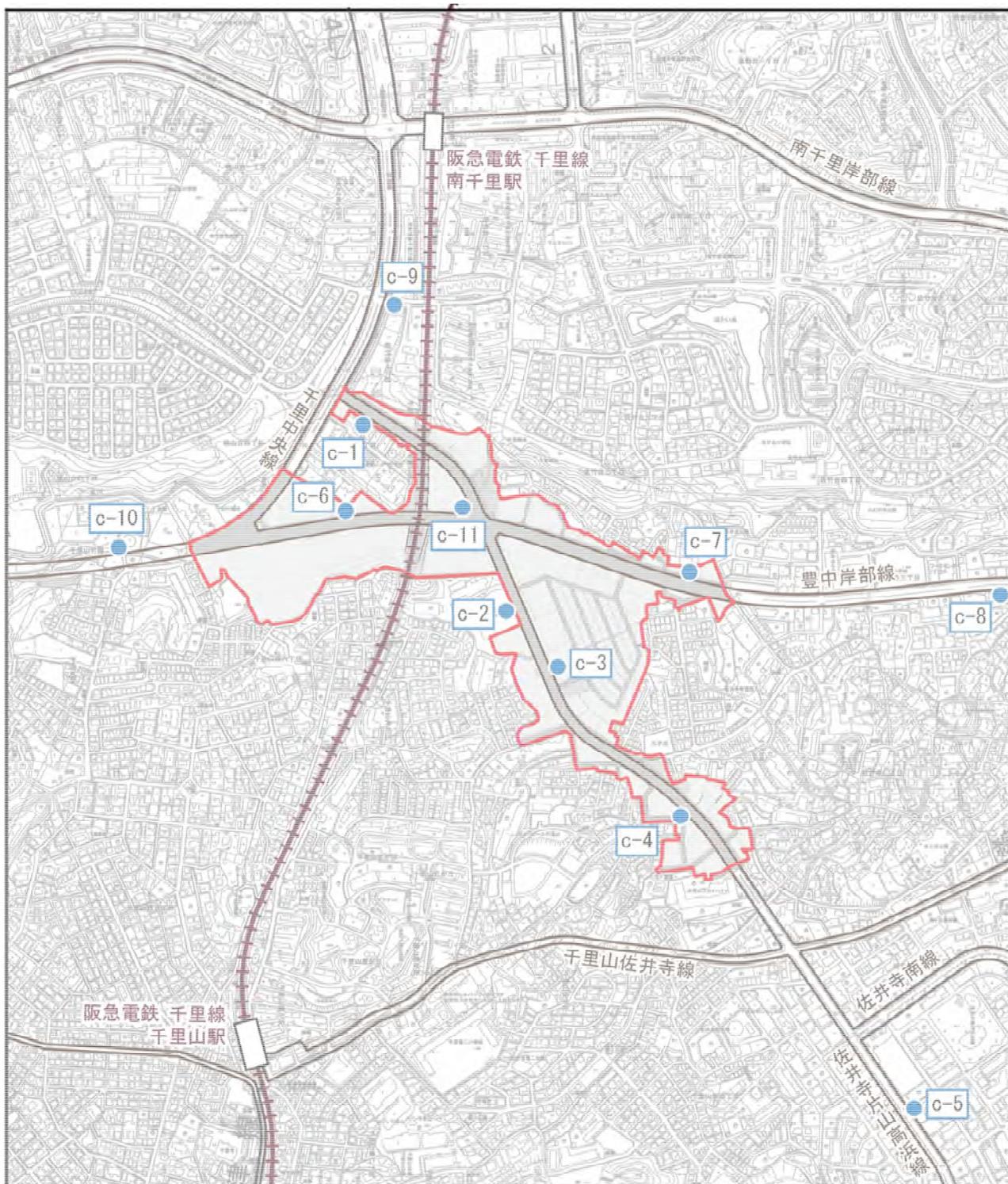
自動車の走行による騒音・振動の状況は、現地調査により把握することとする。また、自動車交通量の調査は騒音・振動調査と併せて実施する。

表 5.3.4(1) 調査の概要（騒音）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
自動車の走行による騒音 [道路交通騒音] ・等価騒音レベル (L_{Aeq}) ・時間率騒音レベル (L_5 、 L_{50} 、 L_{95})	事業計画地及びその周辺地域の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道の住居 (11 地点)	・事業完了後 3 年間 ・毎年 1 回 (代表的な 1 日) ・24 時間連続	JIS Z 8731 「環境騒音の表示・測定方法」 (令和元年 6 月 20 日改正) 及び「騒音に係る環境基準」 (平成 10 年 9 月 30 日環告 64、平成 11 年 4 月施行) に準拠
自動車交通量 (断面交通量) ・方向別、時間別、車種別 (大型、小型、2 輪) 走行速度 ・方向別、時間別			ハンドカウンターを用いた調査員の目視観測による方法

表 5.3.4(2) 調査の概要（振動）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
自動車の走行による振動 [道路交通振動] ・時間率振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	騒音と同じ	騒音と同じ	JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」に準拠



凡例

- 事業計画地
- 都市計画道路
- 騒音・振動の調査地点

N
↑

0 100 200 300 400 500m

図 5.3.2 道路交通騒音・振動、自動車交通量の調査地点

(b) 調査の方法

騒音・振動、交通量の現況把握の方法は、「5.2 工事中に実施する調査 (2) 騒音・振動」に示したとおりとし、調査は24時間連続で実施する。

(c) 評価の方法

(7) 騒音

自動車の走行（都市計画道路）による騒音の評価目標は表 5.3.5 に、評価の基準値は表 5.3.6 に示すとおりである。

本事業の実施が自動車の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果（騒音レベルと交通量）と環境取組（第6章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.3.5 自動車の走行（都市計画道路）による騒音の評価目標

環境影響要因	評価目標
自動車の走行 （都市計画道路）	<ul style="list-style-type: none">・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.3.6 自動車の走行（都市計画道路）による騒音の評価の基準値

項目	評価の基準値
等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	<ul style="list-style-type: none">・昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下 （c-6～c-11 地点）・昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下 （c-1～c-5 地点） 【環境基準及び吹田市の目標値から設定】

(i) 振動

自動車の走行（都市計画道路）による振動の評価目標は表 5.3.7 に、評価の基準値は表 5.3.8 に示すとおりである。

本事業の実施が事業計画地周辺及び工事関連車両の走行ルート沿道に及ぼす影響について、調査結果（振動レベルと交通量）と環境取組（第6章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.3.7 自動車の走行（都市計画道路）による振動の評価目標

環境影響要因	評価目標
自動車の走行（都市計画道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「振動規制法」に定められている道路交通振動の限度との整合が図られていること。 ・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 5.3.8 自動車の走行（都市計画道路）による振動の評価の基準値

項目	評価の基準値
振動レベルの80%レンジの上端値（ L_{10} ）	昼間 65 デシベル、夜間 60 デシベル 【振動規制法に定められている道路交通振動の限度から設定】
振動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度【吹田市の目標から設定】

(3) 交通混雑・交通安全

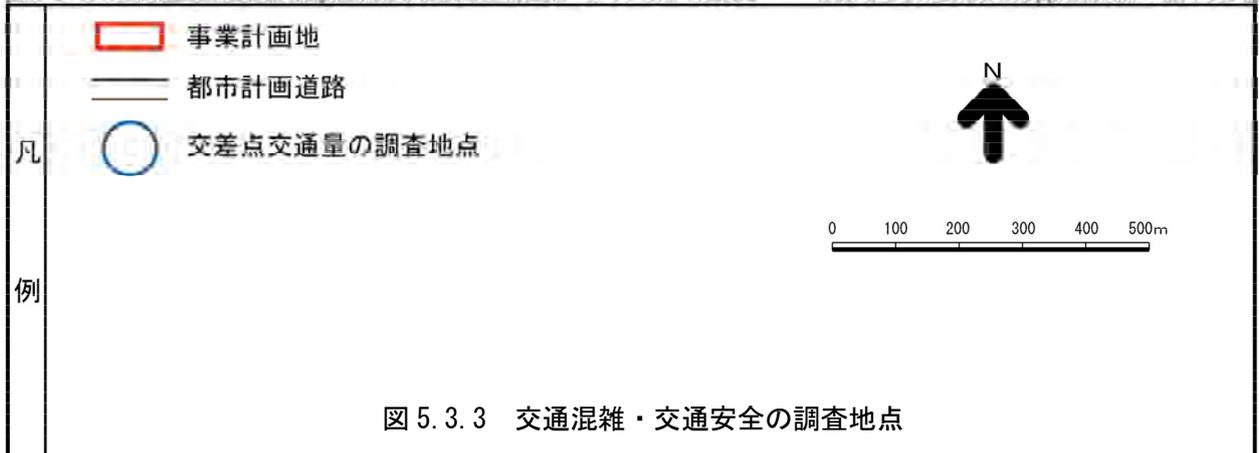
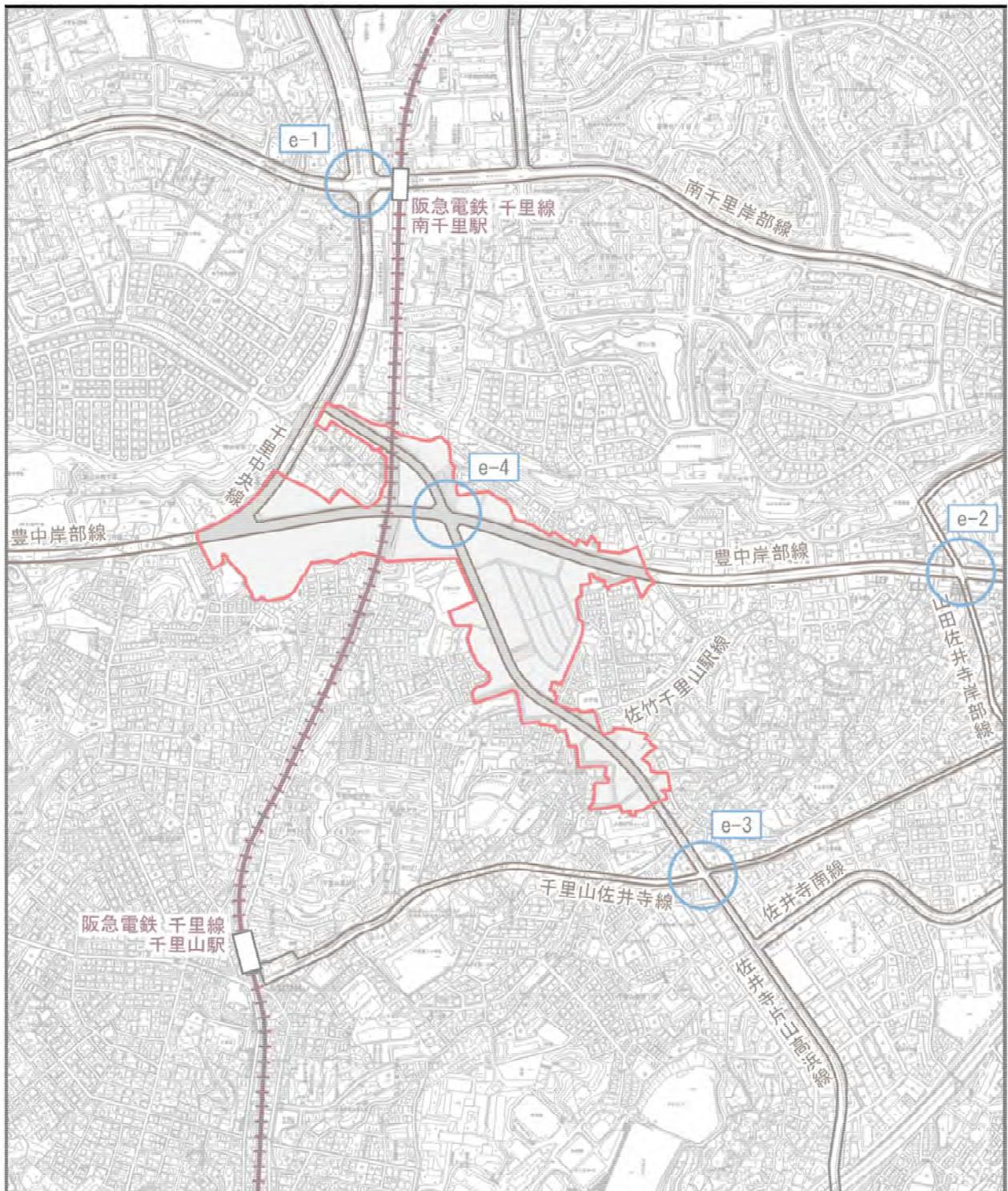
(a) 調査の概要

供用後の調査の概要は表 5.3.9 に、調査地点の位置は図 5.3.3 に示すとおりである。

施設の供用による交通混雑・交通安全の状況は、対象交差点での自動車交通の現地調査により把握する。また、歩行者、自転車交通及び信号現示の調査も交通量調査に併せて実施する。

表 5.3.9 調査の概要

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
交差点交通量	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道・主な交差点（4地点）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日） ・7～19時 	ハンドカウンターを用いた調査員の目視観測による方法



(b) 調査の方法

(7) 観測方法

交差点交通量の観測は、以下の要領で行う。

- ① 対象交差点を通過する自動車類について、ハンドカウンターを用いて方向別、時間帯別、車種別に計測する。車種別交通量は、表 5.2.6 に示した車種分類（小型車類、大型車類）及び二輪車を観測する。
- ② 横断歩道を通行する歩行者、自転車の交通量についても、カウンターを用いて時間帯別に観測する。
- ③ 対象交差点の信号現示について、ストップウォッチを用いて流入部別、時間帯別に計測する。
- ④ 観測は7～19時に連続で実施する。

(イ) データ整理方法

自動車交通量、歩行者及び自転車の交通量はそれぞれ1時間単位で集計し、各交差点の流入交通量のピーク時間帯の交差点需要率及び車線混雑度等を算出し、環境影響評価書の予測結果と対比することで交通混雑・交通安全の程度を推計する。

(c) 評価の方法

自動車の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標は、表 5.3.10 に示すとおりである。

自動車の走行が、走行ルート of 交通混雑、交通安全に及ぼす影響について、調査結果（交通量）と環境取組（第6章参照）の実施状況を評価目標と照らし合わせて評価する。

表 5.3.10 自動車の走行による交通混雑及び交通安全の評価目標

環境影響要因	環境要素	評価目標
自動車の走行	交通混雑	周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
	交通安全	・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。 ・歩行者、自転車の交通安全の確保に配慮されていること。

6. 本事業における環境取組の内容及び実施状況の確認方法

6.1 工事中に実施する環境取組

本事業における工事中に実施する環境取組の内容及び実施状況の確認方法は、表 6.1.1～6.1.2 に示すとおりである。

表 6.1.1(1) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中）

取組内容		確認方法
■大気汚染や騒音などの公害を防止する。 建設機械		
1	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
2	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
3	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを抑制する。	新規入場時教育資料等の確認。
4	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	新規入場時教育資料等の確認。
5	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
6	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図る。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
7	機械類は適切に整備点検を行う。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
工事関連車両		
8	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
9	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
10	工事関連車両であることを車両に表示する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
11	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。	新規入場時教育資料等の確認。
12	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
13	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の走行台数を抑制する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮する。	新規入場時教育資料等の確認。
15	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行う。	現地での実施状況の確認。
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮する。	現地での実施状況の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 6.1.1(2) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中）

取組内容		確認方法
17	工事関連車両を場外に待機させない。	工事作業日報、現場管理票等及び現地での実施状況の確認。
18	クラクションの使用は必要最小限とする。	新規入場時教育資料等の確認。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしない。	新規入場時教育資料等の確認。
20	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	新規入場時教育資料等の確認。
工事方法		
<騒音・振動等>		
21	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置する。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、更なる防音対策を行う。	現地での実施状況の確認。
22	建設資材の落下を防止する等、丁寧な作業を行う。	新規入場時教育資料等の確認。
23	杭の施工等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
24	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行う。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
<粉じん・アスベスト>		
25	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う。	現地での実施状況の確認。
<水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下>		
28	工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。	現地での実施状況の確認。
29	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。	新規入場時教育資料等の確認。
30	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議する。	協議結果等の確認。
31	セメント及びセメント系固化剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
32	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
<悪臭・廃棄物>		
33	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行う。	工事作業日報、現場管理票等の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（No.26～27）については、欠番となっている。

表 6.1.1(3) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中）

取組内容		確認方法
34	現地では廃棄物等の焼却は行わない。	現地での実施状況の確認。
36	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行う。	現地での実施状況の確認。
■地域の安心安全に貢献する。		
37	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める。	現地での実施状況の確認。
38	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する。	現地での実施状況の確認。
39	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入り口を施錠する等の対策を講じる。	現地での実施状況の確認。
40	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組む。	現地での実施状況の確認。
41	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加する。	現地での実施状況の確認。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。		
＜省エネルギー＞		
42	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
＜省資源＞		
43	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
44	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量する。	現地での実施状況の確認。
■快適な環境づくりに貢献する。		
＜景 観＞		
45	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮する。	現地での実施状況の確認。
46	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫する。	現地での実施状況の確認。
＜周辺の環境美化＞		
47	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行う。	新規入場時教育資料等の確認。
48	建設資材、廃棄物等の場内整理を行う。	現地での実施状況の確認。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞		
49	夏期において水道水以外の用水を確保し、周辺道路等に打ち水を行う。	現地での実施状況の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（No.35）については、欠番となっている。

表 6.1.1(4) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中）

取組内容		確認方法
<p>■地域との調和を図る。</p> <p><工事説明・苦情対応></p>		
50	近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事实施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせする。	説明会資料等の確認。
51	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応する。	説明会資料等及び現地での実施状況の確認。
<p><周辺の教育・医療・福祉施設への配慮></p>		
52	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、工事实施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とする。	説明会資料等の確認。
53	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。	説明会資料等の確認。
<p><周辺の事業者との調整></p>		
54	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努める。	工事作業日報、現場管理票等の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 6.1.2(1) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中／その他）

取組内容		確認方法
■産業廃棄物・悪臭の発生抑制		
ア	コンクリートガラ及びアスファルトは再資源化率 99%、木くずは再資源化率・縮減率 95%を目標とし、廃棄物の最終処分量を減量する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。
イ	残土は、建設発生土情報交換システムの利用により、工事間利用を図る。	協議結果等の確認。
ウ	現地では廃棄物等の焼却は行わず、地域の分別収集に則って適切に処分する。	新規入場時教育資料等の確認。
エ	浚渫土は、住居から離れた場所に仮置きし、乾燥させた上で処分する。	新規入場時教育資料、工事作業日報、現場管理票等の確認。
■水質汚濁、濁水流出		
オ	濁水の原因となる土砂の流出を抑制するため、造成工事中は降雨時の現場状況によりシート被覆、土嚢や土砂流出防止柵を設置するとともに、造成工事が終了した工事ヤードでは、速やかに植栽等による地表面の被覆を行う。	現地での実施状況の確認。
■土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性の確保		
カ	工事着手前に土質調査等を実施し、事業計画地の土質特性を把握する。	調査結果等の確認。
キ	一次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配とし、必要に応じて仮設土留（矢板等）を行う等により、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。	現地での実施状況の確認。
ク	二次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配に整形し、種子吹付等による法面保護を行うことにより、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。また、各宅地盤においては、水による法面の崩壊を防止するため、仮設側溝・水返し等を施工する。	現地での実施状況の確認。
ケ	建設発生土を事業計画地の盛土材に流用する場合は、不等沈下を防止するため、適切な土壌改良、締固め工等を実施し、安定した盛土を築造する。	現地での実施状況の確認。
■周辺住居に配慮した建設機械の採用		
コ	住居に近接して工事を行う場合、騒音・振動の発生が小さい小型の建設機械を使用する。	工事作業日報、現場管理票等の確認。

表 6.1.2(2) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（工事中／その他）

取組内容		確認方法
■動植物の生息・生育環境の保全及び特定外来生物の駆除		
サ	事業計画地外への自発的な移動が困難と考えられる重要な動物については、工事前に捕獲して生息適地へ移動させる。	事後調査により確認（5.4 節参照）。
シ	事業計画地で確認されている特定外来生物については、工事着手前に捕獲又は駆除を行い、事業計画地外へ移動させることのないよう対策を行う。	現地での実施状況の確認。
ス	工事中に特定外来生物が事業計画地に新たに侵入したことが確認された場合は、可能な範囲で速やかに駆除する。	新規入場時教育資料及び現地での実施状況の確認。
セ	調査結果は報告書として整理し、吹田市立博物館等で調査記録を保管する。	保管状況等の確認。
■埋蔵文化財の保護		
ソ	工事の実施に当たっては、事前に吹田市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財等が確認された場合は適切に対応する。	協議結果等の確認。
■作業従事者への安全教育の徹底		
タ	工事関連車両の運転者に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者、自転車や一般交通の安全を確保する。	新規入場時教育資料等の確認。

6.2 供用後に実施する環境取組

本事業における供用後に実施する環境取組の内容及び実施状況の確認方法は、表 6.2.1～6.2.2 に示すとおりである。

表 6.2.1(1) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（供用後（設備・施設等））

取組内容		確認方法
■地球温暖化対策を行う。		
57	道路及び公園・緑地の全ての照明について、省エネルギー型の照明機器を採用する。	施設完成時の状況の確認。
58	公園等にソーラー式LED照明の設置を検討する。	施設完成時の状況の確認。
64	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材（国産材、大阪府内産材）等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用する。公園の園路のインターロッキングブロック（約 500 m ² ）、都市計画道路及び区画道路の管巻き材（約 4,400m）には、吹田市の灰溶融スラグを使用する。	施設完成時の状況の確認。
■ヒートアイランド対策を行う。		
66	都市計画道路の歩道及び公園の園路には、ヒートアイランド対策に配慮し、保水性舗装等（約 15,000 m ² ）を敷設する。また、都市計画道路には、植樹帯を設けて街路樹植栽を行う。	施設完成時の状況の確認。
■自然環境を保全し、みどりを確保する。		
67	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮する。	事後調査により確認（5.2 節(5) 参照）。
69	既存の植生や地形を改変する場合は、重要な植物の移植等により既存の植生の保全を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽等に利用する。	事後調査により確認（5.2 節(5) 参照）。
70	事業計画地に隣接する緑地等と連続してみどりを配置する。事業計画地内の緑地では、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指し、ホットスポットで確認された種を参考に里山に生育する種を中心とした樹種の植栽を検討する。	事後調査により確認（5.2 節(5) 参照）。
73	開発により生じた法面に対して緑化を行う。	施設完成時の状況の確認。
74	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定する。	事後調査により確認（5.2 節(5) 参照）。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（No.55～56、59～63、65、68、71～72）については、欠番となっている。

表 6.2.1(2) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（供用後（設備・施設等））

取組内容		確認方法
■水循環を確保する。		
75	公園・緑地の樹木への雨水貯留槽を利用した自動灌水施設を設置する。	施設完成時の状況の確認。
76	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水調整池等を設置する。調整池に流入した雨水について、土砂やごみの流出を防止するため、泥溜め及びスクリーン等を設置する。	施設完成時の状況の確認。
77	都市計画道路の植栽帯に、雨水貯留浸透機能を備えた浸透枿を設置する。また、交差点の分離帯に、雨水貯留浸透機能を備えた雨庭を整備する。	施設完成時の状況の確認。
■地域の生活環境を保全する。		
<大気・騒音・振動等>		
81	事業計画地内を通る都市計画道路の車道については、供用後における騒音の影響を予測した結果を踏まえ、環境保全措置として排水性舗装（約23,000 m ² ）を敷設する。	施設完成時の状況の確認。
83	道路照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制する。	施設完成時の状況の確認。
84	公園等に設置するソーラー式LED照明については、ソーラーパネルの反射光の影響を考慮する。	施設完成時の状況の確認。
85	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用する。	施工記録等の確認。
86	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。	供用後の状況の確認。
■景観まちづくりに貢献する。		
91	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮する。	施設完成時の状況の確認。
92	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行う。	施設完成時の状況の確認。
93	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行う。	施設完成時の状況の確認。
94	事業計画地が1haを超えるため、重点地区の指定について協議する。	協議結果等の確認。
95	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進する。	施設完成時の状況の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（No.78～80、82、87～90、96）については、欠番となっている。

表 6.2.1(3) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（供用後(設備・施設等)）

取組内容		確認方法
■安心安全のまちづくりに貢献する。		
97	都市計画道路では、歩道を確保するとともに、自転車通行空間を確保する等、歩車分離を行うことで、歩行者が安全に通行できる空間を整備する。また、区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保する。	施設完成時の状況の確認。
98	公園等において、災害時・緊急時に住民が炊き出しを行えるように、防災ベンチ等を導入する。また、夜間照明確保のため、公園等にソーラー式LED照明等の導入を検討する。	施設完成時の状況の確認。
99	防犯カメラ等、防犯対策等に対応できる設備機器の導入を検討する。	施設完成時の状況の確認。

(注) 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 6.2.2(1) 環境取組内容及び実施状況の確認方法（供用後（設備・施設等）／その他）

取組内容		確認方法
■環境保全に配慮した都市計画道路の計画・維持管理		
チ	道路路面上の凹凸等による騒音・振動の発生を低減するため、適切に道路の維持管理を行う。	供用後の状況の確認。
ツ	都市計画道路においては、雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行うとともに、無電柱化を検討する。	施設完成時の状況の確認。
テ	都市計画道路の交差点部、都市計画道路と現道の接続部に設置する信号の現示は、渋滞が発生しないように警察との協議を行う。	協議結果等の確認。
■交通混雑、交通安全に配慮した道路計画		
ト	都市計画道路（豊中岸部線、佐井寺片山高浜線）には、視認性の良い信号、道路標識を設置し、路面標示は摩耗による目視に支障を来さないように適切な維持管理を行う。	施設完成時及び供用後の状況の確認。
ナ	事業計画地の区画道路は、事業計画地外からの自動車の通り抜けが起こらないような動線を計画する。	施設完成時の状況の確認。
ニ	事業計画地の区画道路の交差点は、一時停止の道路標識及び路面標示により優先道路を明確にし、交通安全に配慮する。	施設完成時の状況の確認。
ヌ	都市計画道路及び事業計画地の区画道路には街灯を設置し、夜間でも歩行者及び自転車相互の視認性の向上に配慮する。	施設完成時の状況の確認。
ネ	必要に応じて、大阪府警察本部、道路管理者等の関係機関と交通混雑の軽減や交通安全の確保等に関する対応を協議する。	協議結果等の確認。
■土地区画整理事業後の緑地保全・創出に向けた取組		
ノ	建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行う。	協議結果等の確認。
ハ	地権者が農地等の緑地の維持を希望する場合は、可能な限り換地計画において対応するとともに、緑地の維持、保全ができるよう、表土等の有効活用に努める。	協議結果等の確認。
■再生可能エネルギーの利用啓発		
ヒ	大規模開発事業者も含めた地権者に対して、吹田市の上位計画に基づき、再生可能エネルギーの利用を啓発する。	協議結果等の確認。

7. 事後調査を委託した者の氏名及び住所

委託先の名称 : 中央復建コンサルタンツ株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 兼塚 卓也

主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市東淀川区東中島4丁目11番10号

8. 事後調査報告書の提出予定時期

工事中：着工後に年度毎の結果をとりまとめ、工事期間中、年次状況報告書として翌年度の6月末に提出する。

供用後：事業完了後に年度毎の結果をとりまとめ、3年間、年次状況報告書として翌年度の6月末に提出する。

9. その他の事項

事後調査の結果、事業の実施に伴う環境への著しい影響が認められた場合には、原因の究明を行うとともに、速やかに吹田市環境政策室と協議を行い、必要に応じて追加の環境取組を講じることにより、周辺環境の保全を図ることとする。また、工事中に工事計画の著しい変更が生じた場合は、速やかに吹田市環境政策室と協議を行い、事後調査の時期、場所、内容の見直しを含め適切に対応する。